

I 司法制度改革の現状と課題

1. 法曹人口問題

(1) 法曹人口拡大の経緯

① 1990（平成 2）年・司法改革宣言

日弁連は、1990（平成 2）年の第 41 回定期総会において、司法改革宣言を行い、「国民の権利を十分に保障し、豊かな民主主義社会を発展させるためには、充実した司法の存在が不可欠である」として、国民のための司法の実現のために司法改革を進めると宣言した。

同年、「司法試験制度改革に関する基本的合意」において、法曹三者が合意し、従来年間 500 人程度であった司法試験合格者は、徐々に増えることとなった。

② 1999（平成 11）年・司法制度改革審議会

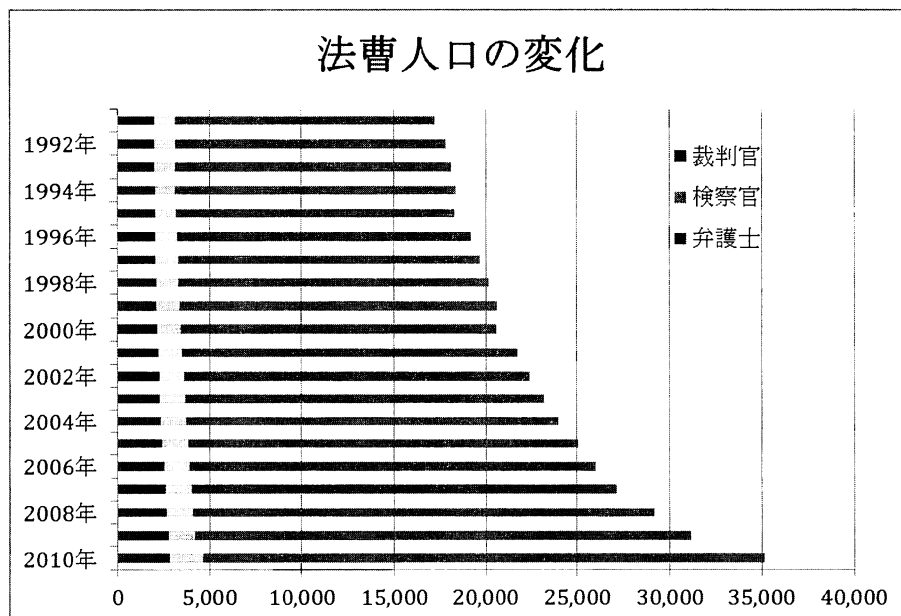
1999（平成 11）年 6 月に、司法制度改革審議会（座長・佐藤幸司京大名誉教授）が設置され、2001（平成 13）年の「司法制度改革意見書」において、裁判員制度の導入や民事裁判改革などとともに、法曹人口について、法曹養成制度として法科大学院制度を導入し、法曹人口としてはフランス並の 5 万人を目指し、できるだけ早期に年間 3,000 人程度の新規法曹を確保するものとされた。

③ 2000（平成 12）年決議

この間、日弁連では 2000（平成 12）年 11 月の臨時総会において、法科大学院の設立と国民が必要とする数と質を維持しながら確保することを柱とする「法曹人口、法曹養成制度並びに審議会への要望に関する決議」を可決した。

④ 2002（平成 14）年・司法制度改革推進計画

2002（平成 14）年 3 月には、「司法制度改革推進計画」が閣議決定され、「法科大学院を



含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」とされ、司法試験合格者数を同年 1,200 人に、2004（平成 16）年には 1,500 人程度とすることとされた。

その後、司法制度改革推進計画に基づいて、2004（平成 16）年 4 月に法科大学院が始まり、その年度に初めての入試が実施された。2004（平成 16）年に法科大学院に入学した学生が卒業した 2006（平成 18）年に新司法試験が始まった。

当初、法科大学院構想においては、法科大学院を卒業した学生の 6 割から 7 割は新司法試験に合格することが想定されていたが、法科大学院の卒業生の新司法試験合格率は、現在に至るまで約 3 割にとどまり、当初の構想との齟齬が明らかになっている。

2007（平成 19）年 6 月には、「規制改革推進のための 3 か年計画」が閣議決定され、司法試験合格者数を 3,000 人とする時期を前倒しして、さらなる増大について検討することとされた。もっとも、2008（平成 20）年 3 月の同計画（改定）においては、「前倒しして達成」「さらなる増大を検討」の文言は削除されている。

⑤ 2002（平成 14）年・日本弁護士連合会司法制度改革推進計画

日弁連は、2002（平成 14）年 3 月に「日本弁護士連合会司法制度改革推進計画」を策定し、具体的な司法制度改革への取り組みの計画を発表し、2008（平成 20）年 1 月には「21 世紀における弁護士・弁護士会の役割」を発表して、2000（平成 12）年の総会決議に基づく姿勢を維持するとして、政府の方針に沿いつつ、司法改革を進める努力をしてきた。

（2）弁護士人口急拡大のひずみ

司法試験合格者のほとんどは、弁護士登録し、その一方で、裁判官・検事の増員はほとんど行われなかったため、弁護士人口は急増し、弁護士の数は、1995（平成 7）年の 15,110 人から、2000（平成 12）年には 17,130 人、2005（平成 17）年には 21,205 人、2010（平成 22）年には 30,518 人と 3 万人を突破して、15 年で 2 倍となった。

このような急速な弁護士人口の増加は、過疎・偏在の解消、新たな活動分野の開拓に寄与したが、一方で、裁判改革が進まないこと、法科大学院制度の未成熟、司法基盤整備の遅れなどとあいまって、現場に様々なひずみをも生じさせることとなった。

法曹人口の増加にともない、変化として指摘されているのは、次のような点である。

① 新人弁護士の就職状況

新規登録弁護士の大幅な増加に伴い、新人弁護士の就職状況は劇的に変化した。

ひとつは、勤務地である。従前、新規登録弁護士の登録弁護士会は、東京、大阪の大都市圏に集中しがちであったが、2000（平成 12）年あたりを境に、これまで 1950（昭和 30）年以降、ほとんど弁護士数に変化のなかった弁護士会に登録する弁護士が増え始めた。また、公設事務所の設置や法テラスのスタッフ弁護士の配属などの施策の効果もあり、いわゆるゼロワン地区も解消し、現在では、公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士は、修習生にとっては人気の高い就職先となっている。

このように、司法アクセスの拡充という面に、法曹人口の増加は寄与しているが、その一方では、いわゆる「就職難問題」が発生している。

これまで、司法修習を修了し、新規登録した弁護士は、いずれかの事務所に所属し、先輩弁護士によるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を経て、弁護士としてのスキルを得ていくという育成方法が一般的であった。しかし、新規登録弁護士の急増に、これを受け入れることのできる事務所の数が増えず、既存の事務所に勤務することのできない弁護士も増えている。司法修習修了後の一括登録日（12月）における未登録者は、2007年（新60期）で32人、2008年（新61期）で89人、2009年（新62期）133人、2010年（新63期）では214人であり、2011年には約400人と見込まれている。

登録と同時に独立したり、給料は支給されないが経費を負担しない、あるいは経費負担を軽減してもらう形で事務所に登録するが、業務としては独立している弁護士も急増している。

また、新人弁護士の所得は、新62期の所得の中央値が470万円、従前に比べて低下しており、年間所得400万円未満の者が32.2%と低所得層も拡大傾向にある。

司法制度改革では、弁護士が企業や自治体でその法的な能力を発揮することが構想されていたが、企業や自治体による弁護士採用が少数にとどまっており、司法制度改革において描かれた将来像と現実の齟齬も指摘されている。

② 「法曹の質」の問題

法科大学院卒業生の司法試験合格率は、3割程度にとどまっており、また、司法修習生考試（二回試験）において、100人を超す大量の不合格者が年々出るようになっている。

また、即時独立の弁護士や、事務所内独立弁護士は、OJTを十分に受けていないことから、弁護士としての質が十分に確保されないのではないかと懸念されている。

このような状況もあって、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度は、未だ所期の理念に達していないと評価されており、法科大学院の数と定員の相当性の問題、法科大学院間の教育内容や到達度における格差、法科大学院と司法研修所との連携が不十分であること等が指摘されている。

2011（平成23）年5月、省庁横断的な「法曹の養成に関するフォーラム」（座長・佐々木毅学習院大学法学部教授）が設置され、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方、法曹の養成に関する制度の在り方を議論し、同年8月に第一次取りまとめを行い、さらに第二次取りまとめを行うことになっている。

③ 法曹志望者の減少

法科大学院卒業生の司法試験合格率の低迷や、司法修習修了者の就職難、は、法曹志望者の減少に結びついている。

法科大学院の適性試験の志願者数は、2011年度7829人で、2003年度に比べて5分の1に落ち込んでいっていると言われる。当初の様々な能力や経験を持った者が法曹に進むことができる制度であったはずの新司法試験制度が、むしろ有為な人材を法曹界から遠ざけているので

はないかという懸念も現実のものとなっている。

④ 法的ニーズ

法的ニーズが今以上にないという議論は、特に新規登録弁護士の就職難を契機に声高になされるようになった。また、弁護士会の運営する法律相談における相談件数が伸び悩んでいることも、これらの議論に拍車をかけている。

わが国においては、法的問題が当事者によって法的問題として認識されていない現状や、費用負担や執行制度の不備による現実的な回収可能性の低さ、裁判改革が進まないことなどの司法基盤の整備の立ち遅れから、国民の法的ニーズが、弁護士の利用による解決に結びついていない状況は否めない。

法的ニーズの具体的な把握は、かなり困難ではあるが、ニーズそのものは潜在的には相当程度見込まれると考えられる。もっとも、その顕在化には、民事法律扶助の拡充、利用者の費用負担の軽減、クラスアクション制度や厳格な証拠開示制度の導入、執行制度の改革、訴訟費用保険（権利保護保険、弁護士保険）の拡充等の諸施策の実現の必要性が指摘されている。

また、大量に渉外業務に従事する弁護士を中国、韓国が大量養成している中で、日本の法曹によるアジア市場への進出は遅れており、グローバルな活躍の場も今後弁護士のニーズがある分野であるといえよう。

⑤ 経済基盤

弁護士の経済基盤については、リーマンショック以降の景気の影響もあり、相当程度脆弱化している。日弁連の「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書 2010」によると、2010 年の所得合計額の全国平均値・中央値は 1471 万円、959 万円であるが、1990 年長さの 1544 万円・1103 万円、2000 年調査の 1701 万円・1300 万円から大きく減少している。このような傾向が、弁護士人口の増加とどの程度の関連性があるかについては、いまだ明らかにされてはいないが、現象として問題が指摘されている。

(3) 各弁護士会の動き

このように、弁護士・弁護士会をとりまく状況の中で、多くのひずみが指摘されるようになり、各弁護士会からは、2007(平成 19)年 2 月の愛知県弁護士会による 3,000 人反対決議を皮切りに、法曹人口に関する日弁連の政策の見直しを求める動きが活発化し、司法試験合格者数の見直しを求める決議がなされている。

近時、司法試験合格者について、1500 人程度とするよう求める決議をしたのが、群馬県、山形県、新潟県、横浜、静岡県、沖縄県の各弁護士会である。

1000 人程度とするよう求める決議をしたのは、埼玉、栃木県、中部弁連、兵庫県、長野県、千葉県、大分県、四国弁連、札幌の各弁護士会である。

第一東京弁護士会は、暫定的に 2000 人程度を限度とするのもやむを得ないという決議をしている。

(4) 日弁連の動き

① 「法曹人口政策に関する緊急提言」

日弁連は、2011（平成 23）年 3 月 27 日付け「法曹人口政策に関する緊急提言」で、当面の緊急対策として司法試験の年間合格者数を、2008 年から 2010 年にかけて 2000 人強で推移している現状よりさらに相当数減員すべきである旨を提言した。このさらなる減員については、新人弁護士の就職難の解消の程度、二回試験の不合格者の比率、法科大学院の選抜・養成機能の向上、司法修習の問題点の改善、法曹志望者の減少傾向への歯止めなどを検証しながら、対処すべきであるとした。

② 法曹人口政策会議の設置と議論状況

また、2010（平成 22）年に設置された法曹人口政策会議においては、2011（平成 23）年 12 月、2012（平成 24）年 3 月の最終答申に向けて「法曹人口に関する日本弁護士連合会の基本政策」についての提言（案）が取りまとめられ、現在、各弁護士、員会に対する意見照会中である。

前記基本政策（案）においては、これまでの増員状況、弁護士像、公共性、法的需要、法曹の質等から、要旨、次のような提言をしている。

- 1 弁護士のアイデンティティはプロフェッション性にあり、司法試験の合格者数は法曹養成制度の成熟度とバランスがとれたものでなければならず、現実の法的需要や司法基盤整備の状況ともバランスのとれた法曹人口の「適正さ」を確保すべきである。
- 2 現状では、法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要、司法基盤の整備状況のいずれに対しても法曹人口増員のペースは急激でありすぎ、司法制度改革推進計画（2002 年 3 月 19 日閣議決定）の年間合格者を 3000 人とするとの指針は見直す必要がある。
- 3 司法試験合格者数を当面 1500 人程度にまで減員し、さらなる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処すべきである。
- 4 中・長期的な法曹人口政策は、現実の法的需要や司法基盤整備の状況、法曹の質などを検証しながら、状況に応じて検討されるべきである。

としている。

また同提言（案）は、将来的に、司法試験合格者は、現実の法的需要の検証、司法基盤の整備、法曹の質等を検証した上で、状況に応じて検討すべきであるとしている。

(5) われわれが取るべき方向

法曹人口の増加は、弁護士過疎・偏在の解消、被疑者国選制度の実現、子どもの人権や経済的弱者の救済に、顕著な効果をあげてきたことは率直に評価すべきである。

また、2000（平成 12）年以来の司法改革において、司法の分野は、司法支援センターの設置、裁判員制度の実現、十分とは言えないまでも扶助予算の大幅な拡大等により、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法に向かって前進し、国民の司法アクセスの拡充も進んだといえる。

法曹親和会も、会派として、司法制度改革の理念に賛同し、努力を続けてきたのであり、司法

改革の成果は評価すべきものであると考える。

その一方で、急激な、特に弁護士のみ的人口増加は、弁護士や弁護士会のありかたにひずみを生んでいるのも事実であり、それに目をつぶることはできない。

このような現状認識に立つと、2002（平成 14）年の閣議決定における司法試験合格者数を 3,000 人にするという目標は非現実的であると言わざるを得ず、これを見直し、適正な法曹人口を求めるという立場に立つべきであろう。そのためには、いったん司法試験合格者数の思い切った減員に向けての取り組みが急務である。

しかし、司法の圧倒的部分を担っているのは弁護士であるという責任と矜持のもとで、弁護士・弁護士会は、司法をよりよいものとし、市民のための司法改革をより一層すすめて、法化社会の実現を目指す責務がある。その観点から、われわれは、現在、弁護士と弁護士会をとりまく状況を正確に認識し、判断して、法的ニーズの総量と法曹の質、プロフェッションとしての弁護士の活動のあり方を考え、適正な法曹人口についての検証・検討を続けていかなければならない。

また、求められている弁護士の質の維持、司法アクセス拡充、業務分野の開拓・法的ニーズの顕在化等に努力するとともに、法科大学院や司法研修所に関わるものとして、問題点を指摘し、改善に対して責任を持つことが重要であり、裁判官・検事の増員、民事司法改革の一層の推進、より利用しやすい裁判制度の実現等をはじめとする司法基盤の整備についても積極的に発言していくべきである。また、現実的な問題として、新規登録弁護士に対する OJT の具体化、支援体制の強化なども必要であろう。

2. 法曹養成問題 一主に法科大学院、司法試験、新司法修習について

（1）法科大学院の課題

新法曹養成制度は、その中核となる法科大学院発足から 7 年が経過した。当初の構想では、入学者の 70% 程度を司法試験に合格させるとしていたが、74 校（総定員 5590 名）も乱立して始まったため、実際の司法試験合格率は、2006（平成 18）年こそ 48.3% だったもののその後低迷し、2011（平成 23）年には 23.5% にまで落ち込んでいる。この合格率低迷に加えて、新人弁護士の雇用状況が悪化しているため、法科大学院の志望者は、当初より 5 分の 1 にまで減少し、2011（平成 23）年の統一適性試験受験者実人数（翌年の受験資格者）は 7249 名と 1 万名を割り込んでいる。2011（平成 23）年 4 月の法科大学院入学者数は、入学定員が全体で 4521 名のところ、3620 名であり、定員を大きく割り込んでいる。このように、法曹志願者は、近年、大幅に減少し、このままでは、法曹界から有為な人材を確保できないという司法にとって危機的な状況に至ることは避けられない。そこで、法科大学院の統廃合を進めて、法科大学院の教育の質を高めるとともに法科大学院の総定員数を、2011（平成 23）年の総入学者数よりも削減し、法科大学院の教育課程で厳格な成績評価、修了認定を行うことによって、修了生の数を絞り込み、司法試験の合格率を高める必要がある。ただし、法科大学院は、各地域に適正に配置し、各地域の法科大学院における教育課程にその地域の弁護士会、弁護士が主体的に取り組むべきである。

(2) 司法試験に関する課題

① 新司法試験

2011(平成23)年の司法試験の合格者は2,063名、合格率23.5%(2010年(平成22)年は、2,074名、合格率25.4%)であった。

法務省の司法試験委員会では、新試験の合格者の目安として、2008(平成20)年は、2,100～2,500名程度、2009(平成21)年は2,500～2,900名程度、2010(平成22)年は2,900～3,000名程度という数字を発表していたが、本年もこの目安の人数を大きく下回る結果になった。

② 旧司法試験

旧司法試験については、2010(平成22)年が最終実施年度であったが、この年の合格者は59名であった。

③ 予備試験

2011(平成23)年からは、法科大学院を経ないで司法試験受験資格を得る制度として、予備試験制度が始まった。これは、経済的理由などから法科大学院に行けない者に対しても司法試験受験の機会を与えるための試験である。ただ、法曹養成制度はあくまで法科大学院教育を中核とするものであり、予備試験制度がこの趣旨を侵すことがないようにすることが求められてきた。この趣旨は、新司法試験に関する審議が行われた参議院法務委員会の付帯決議(2002(平成14)年11月28日)にも明記されている。ところが、規制改革会議は、司法試験合格者の大幅拡大とともに、予備試験枠の拡大を求めており、法科大学院修了者に占める司法試験合格者の割合と、予備試験合格者に占める司法試験合格者の割合が等しくなるように求め、予備試験の合格者を絞りすぎることをないように求めている。

しかし、予備試験ルートが、法科大学院ルートよりも簡単に法曹となれるルートとなれば法科大学院教育は破綻し、プロセスによる法曹養成という制度が、試験(点)による選抜という従来の制度に後戻りしてしまう結果をもたらす。予備試験はあくまで、経済的理由などで法科大学院に行けない者に対する補充的なルートである趣旨を損なうことがないようにすべきである。そこで、本年度の実施状況が注目されたが、11月10日の結果発表によれば、受験者6477名に対して最終合格者が116名(合格率約1.8%)にとどまっており、予備試験はあくまで補充ルートであるという制度趣旨は守られたといえる。

(3) 新司法修習の課題

① 司法修習制度の見直しと弁護士会としての積極的取り組み

新司法修習は、新60期から1年間の修習期間となり、司法研修所での前期集合修習がなくなり、簡単な導入修習を経て、そのまま実務修習に入り、各庁で約2か月間ずつの実務修習を行った後、(後期)集合修習を約2か月間受けて、二回試験を受験するというカリキュラムになった。そして新61期からは、導入修習すらなくなり、いきなり実務修習に入り、実務修習地に

担当教官が回って、現地で出張講義を行うこととなったが、実際は、単なる教官の顔見せ程度にしかならないものである。

前期集合修習がなくなったため、各法科大学院による教育のばらつきがそのまま実務修習に持ち込まれることとなり、基本的実務知識のない者も増加していると報告されている。われわれとしては前期集合修習、少なくともこれに代わる導入修習の復活を強く要請する必要があると考える。

司法試験合格者が増加していくことに伴い、修習生の受入れ事務所の問題がますます重要な問題となってきている。地方単位会での受入れ態勢には限界があり、東京三会、大阪・名古屋の大規模単位会においてもかなり困難な状況が発生している。東京弁護士会としても、個別指導担当弁護士の就任要請を継続して行うとともに、われわれ親和会としても会員が属する各法律事務所に対して、今後の司法修習の重要性を説きながら、新たな個別指導担当弁護士の発掘に努力する必要がある。

② 司法修習生給費制について

2010（平成 22）年 11 月 1 日に司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制へ移行することに対して、日弁連が給費制を維持すべきであるとの方針を明確に打ち出したことを受けて、東京弁護士会では、2010（平成 22）年 5 月 20 日に東京弁護士会司法修習費用給費制維持緊急対策本部を設置し、日弁連と連携して給費制維持のための運動を広く展開した。その結果、同年 11 月 26 日、翌年 10 月 31 日までの 1 年間、暫定的に司法修習費用の貸与制を停止し、給与の支給を行うとする裁判所法の一部を改正する法律が成立した。しかしながら、この改正法の付帯決議には、その後 1 年の間に「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずる」との課題が掲げられている。そこで、日弁連が中心となって、法曹養成制度における司法修習制度の重要性、及び司法修習を給費制にする必要性について、国民、メディアに訴えてきた。そもそも、司法修習制度は、法曹養成全体の中で、法曹としての実務を修得するためになくしてはならないものであり、修習が十全に機能するためには、修習生が修習に専念し、周囲の利害から離れて修習に臨む必要があるから、このような環境を与えるためには、修習生に対して給与を支給することが望ましいのである。資源の少ないわが国においては、医者をはじめ社会・国民にとって公益的な役割を期待する分野にあっては、その人材育成の過程において給与を支給している現実を見つめるべきである。また、将来の法曹（裁判官、検察官、弁護士）になるべき者が集合して修習することは、戦後のわが国における司法の基本理念である法曹一元を具現化したものであり、この統一修習は今後も維持されるべきである。そして、給費制は、義務としての統一修習を維持するのに欠かせないものである。仮に給与を支給しないのであれば、将来的には、司法修習を受けるか否かは司法試験合格者の選択に委ねざるを得なくなると思われる（すでに韓国ではそうになっている）。

しかしながら、2011（平成 23）年 5 月 13 日に開催が決定された有識者等で構成される「法曹の養成に関するフォーラム」は、同年 8 月 31 日に、返還困難者に対して、一定期間の返還猶予措置を講ずることで、給費制を廃止し、貸与制に移行することを是とする取りまとめを公

表した。このフォーラムの取りまとめは、すでに述べた給費制の重要性を全く理解しないもので、到底受け入れることはできない。すでに、10月31日をもって貸与制停止の暫定期間が満了し、自動的に貸与制に移行してしまっているが、われわれは今後も給費制の意義を国民やメディアに説明して理解を求め、給費制復活に向けた運動を広く展開すべきである。

3. 裁判員制度—国民の司法参加—

(1) はじめに

2004（平成16）年5月21日、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下いわゆる「裁判員法」という。）が成立し、同月28日に公布された。2009（平成21）年5月21日同年8月3日に、東京地方裁判所において歴史的な第1号事件が審理された。以後、2011（平成23）年10月31日現在まで全国60地裁（10支部を含む）において計4517件の裁判員裁判対象事件が起訴されている。裁判員裁判施行から約2年半を経過し、裁判員裁判は一応順調なスタートを切ったといえる。しかし、同時に、裁判員裁判の制度面や運営面での今後の課題も多数指摘されている。そして、弁護士会はじめ法曹三者においては、施行後3年の見直しに向けて、具体的な見直し案の検討を開始している。

(2) 裁判員法制定までの経緯

1999（平成11）年7月、内閣に設置された司法制度改革審議会は、2年近くの議論を経て、2001（平成13）年6月、司法制度改革審議会意見書を取りまとめ、その中で司法制度改革の3本柱の一つとして「刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」としての裁判員制度の導入を提唱した。

この意見を受けて制定された司法制度改革推進法に基づき、2001（平成13）年12月司法制度改革の推進に必要な法律案の立案等のため、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、その本部内に「裁判員制度・刑事検討会」を設け、裁判員制度の立案作業を進めてきた。

その後、2004（平成16）年3月裁判員法が国会に提出され、裁判員法と同時に提出された公判前整理手続の導入等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律案とともに、2004（平成16）年5月21日可決、成立した。

(3) 裁判員裁判の意義

① 裁判員制度は、広く一般の国民から無作為に抽出された裁判員が裁判官と共に証拠に基づく事実の認定と刑の量定を決定するものである。

日弁連は、これまで長年にわたり、国民に広く司法に参加し、健全な国民の社会常識を司法の場において反映させることが、憲法が想定していた透明でより公正な司法ないし刑事裁判を実現するために必要不可欠であると提言し、そのための努力を結集してきた。

今回裁判員法が制定されて裁判員制度が導入されることは、主権者たる国民が司法（刑事裁

判)に参加し、裁判手続に主体的・実質的に関与することが近代社会において求められていることの現われでもある。

② 裁判員制度導入の意義としては、まず第1に司法における国民主権を徹底させた点が挙げられる。すなわち、主権者たる国民の司法（刑事裁判）への直接的参加を認めた点で司法における国民主権をより徹底したといえる。それにより、広く国民が裁判の過程に参加し、その社会人としての健全な感覚が裁判内容により反映され、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるのである。第2に、刑事裁判の実質化、すなわち直接・口頭主義の徹底という点が挙げられる。近年の刑事裁判では、重要な大原則である直接・口頭主義が形骸化し、供述調書に依存した調書裁判が行われ、被告人の権利を守るべき弁護人にとって絶望的な状況にあるといっても過言ではなかった。しかし、今回の裁判員制度導入により、形骸化していた直接・口頭主義の実質化、精密司法から核心司法への転換が期待される。

③ 裁判員法は、国民の司法参加の実現化、刑事裁判の実質化を目指した画期的なものといえるが、後に述べる多くの課題や問題点を山積している現状に鑑みると、弁護士・弁護士会としては、国民の為の司法実現に向けてなお一層努力を傾注しなければならないものである。

更には、この裁判員制度は司法改革ないし司法の民主化のため重要なものであるが、あくまでもその一歩であって、更なる改革と制度の改善に努めなければならない。

(4) 裁判員裁判の実施状況

① 裁判員対象事件の件数、罪名

2009(平成21)年5月21日より裁判員裁判が実施され、同日以降、2011年10月31日までに起訴された裁判員対象事件は全国で4,517件であり、地裁別にみると東京地裁556件(立川支部含む)、大阪地裁507件(堺支部を含む)、千葉地裁500件の順で3地裁が突出している。大阪、千葉はそれぞれ国際空港が設置されており、覚せい剤取締法違反事件の占める割合が多い(千葉地裁は500件のうち222件が覚せい剤取締法違反である)。罪名別には、起訴総件数のうち、強盗致傷罪1,097件、殺人罪939件の両罪で全体の半数近くを占めている。続いて現住建造物等放火罪415件、覚せい剤取締法違反381件、傷害致死罪343件、強姦致死傷罪296件の順位で上位を占め、その他、強制わいせつ致死傷罪、強盗強姦罪、強盗致死罪も多い。

② 自白事件、否認事件の割合等

2011(平成23)年7月31日現在、裁判員裁判における終局人員は2,574人であり、2,504人が有罪、有罪一部無罪が3人、無罪が9人、家裁への移送が1人、その他(控訴棄却、移送等)が57人である。無罪事件の罪名は、覚せい剤取締法違反が5人、強盗致傷罪、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死罪が各1人である。判決人員2,517人のうち否認事件は919人である。

③ 選任手続

裁判員裁判が実施されるにあたって裁判所において辞退事由がどの程度認められるかについて法曹界をはじめ国民の関心事であった。最高裁判所の報告によれば、2011(平成23)年7月31日までに実施された判決人員2,517名の裁判員裁判において、個別事件に選定された裁判員裁判の候補者は214,829人であり、そのうち辞退が認められたのが117,598人であり、選定候補者に占める辞退が許可された候補者の割合は54.7%とされている。2011(平成22)年7月末における辞退が許可された候補者の割合は、51.5%であるから、微増となっている。辞退事由の内訳をみると70歳以上、学生等の定型的辞退事由(裁判員法16条1号ないし7号)が41,932人と最も多く、その従事する事業における重要な用務を理由とする者(同条8号ハ)が28,009人、重い疾病傷害を理由とする者が17,411人と続いている。裁判所において辞退事由についての判断は当初、懸念されていたほど厳しいものではなく、むしろ柔軟かつ緩やかに辞退を認めているといえる。

なお、不選任となった裁判員候補者の中で理由を示さない不選任請求(同法36条)によるものが9,904人であり、1事件あたり平均3.9人の割合となっている。このことより、検察官や弁護人による理由を示さない不選任請求権の行使が予想以上に積極的に行われていることが窺われる。

また、選任手続期日に出頭を求められた裁判員候補者が実際に期日に出頭した割合は80.3%であり、一年前の82.2%には及ばないものの、依然高い出席率といえ、国民の裁判員裁判に対する積極的な参加の姿勢が窺われる。

④ 審理について

審理に要する期間(職務従事日数)は、3日から5日という事件が多いが、6日から10日以内という事件が391件、10日を超える事件も40件ある。受理から終局までの期間は平均8.3月であり、1年を超える事件も270件ある。公判前整理手続に付された日から同手続終了日までの期間平均5.5月、6月を超える事件も822事件あった。

審理の内容については、検察官、弁護人ともに裁判員に理解されるよう分かりやすい主張立証を試みられている。

裁判員経験者を対象にした最高裁判所の実施したアンケート(実施以降2010(平成22)年12月末)によれば、審理の内容が分かりやすかったと答えたものが63.1%である。一年前の同じ質問に対する答の70.9%から下がっている点は、気になるところである。組織的に裁判員裁判の研鑽に努めてきた検察側に比して、弁護側は組織的なノウハウの蓄積が乏しく、また裁判員裁判養成講座や模擬裁判の経験もない弁護士が選任されているケースも多くあり、弁護側の公判活動がやや見劣りするとの声も一部では聞かれている。

⑤ 評議について

裁判員裁判の評議は非公開であり、現実にはどのような評議が行われたかは外部から知り得ない。しかし、裁判員経験者を対象とした最高裁の実施した前記アンケートによれば、1.4%の

裁判員が十分に議論できたと回答した（一年前のアンケートでは 75.8%と報告されている）。制度の立ち上がりの現段階では裁判官が裁判員に相当神経を使って配慮している様子が伺えるが、今後件数が増えていく中でも、裁判員が十分に意見を述べられるよう、充実し、かつ開かれた評議が行われるよう裁判官による不断の配慮が必要であろう。

なお裁判員裁判（判決人員 2,517 人）の評議の平均時間は 521.6 分とされている。

⑥ 量刑について

2011(平成 23)年 7 月 31 日現在まで有罪とされた 2,507 人の量刑は次のとおりである。

死刑 8 人、無期懲役 51 人、懲役 30 年以下 23 人、懲役 25 年以下 41 人、20 年以下 107 人、15 年以下 261 人、10 年以下 503 人、7 年以下 530 人、5 年以下 445 人、3 年以下の実刑 142 人、執行猶予 395 人（うち保護観察つき 225 人）となっている。おおよその傾向としては、裁判員裁判が実施後、被害者参加制度と相まって、全体として検察官の求刑も重罰化傾向にあり、これに伴って判決も重罰化傾向にあるようである。とりわけ、裁判員裁判においては性犯罪や凶悪犯罪に関する事件では比較的重い懲役刑が科されている。他方、家庭内のトラブルに起因する殺傷事件については比較的軽い量刑傾向にあるように思われる。また、覚せい剤の密輸入事件については裁判員裁判以前に比較して同様の量刑が言い渡される傾向にある。

⑦ 小活

裁判員裁判が実施され、約 2 年半が経過したが、制度の滑り出しとしてはおおむね順調といえる。しかし、個々の運用について問題がないわけではない。例えば、第 1 審である裁判員裁判において無罪判決が出たのち、検察官が控訴し、高裁で破棄自判された事案があった。このように高裁で破棄自判されるのであれば裁判員裁判の意義が没却されるのではないかとの懸念がある。

(5) 裁判員裁判における弁護活動

① 公判前段階

1) 公判前整理手続と事前準備の必要性

裁判員裁判においては、第 1 回公判期日前に、公判前整理手続が必要的に行われる（裁判員法 49 条）。裁判員裁判の公判は、裁判員の負担を考慮して、概ね 3 日ないし 4 日間連続的に開廷される例が多い。かつて我々弁護士が経験したことのないスピードで審理が進められている。その間の弁護人の精神的、肉体的負担は予想以上に大きい。したがって、弁護人が、数日間の限られた期間内に、充実した弁護活動を行うためには、公判前整理手続にこそ時間をかけて充実した争点整理や証拠整理を行わなければならない。弁護人は、被告人の弁護権が十分に保障されるよう、裁判所の訴訟指揮に対しては弁護人の権利を主張し、迅速を求めすぎ、手続き全体が拙速にならないよう注意すべきである。

2) 公判前整理手続での弁護活動

裁判員裁判における公判前整理手続は、裁判員裁判対象外の公判前整理手続と異なり、常に裁判員に目線を向けて、進められなければならない。

(ア) 起訴状、証明予定事実記載書面に対する釈明

弁護人は、起訴状に対しては、裁判員の目から見て分かりにくい記載があれば積極的に釈明を求めるべきである。また証明予定事実記載書面については、被告人と打ち合わせを重ね、十分に分析した上、被告人の防御にとって明らかにすべき事項は釈明を求めなければならない。また、裁判員に偏見や予断を生じさせるおそれのある記載については削除を求めるべきである。

(イ) 類型証拠開示請求の活用（刑訴法 316 条の 15）

弁護人は、公判前整理手続において、必ず、類型証拠開示請求をすべきである。否認事件は勿論のこと、自白事件で情状のみを争う事件においても、等しく弁護人は積極的に類型証拠開示請求を行うことを原則とすべきである。裁判員裁判においては、証拠の厳選が行われるために、当初、検察官によって開示される証拠は捜査記録のごく一部に限られることが予想される。従って、被告人にとって有利とされる情状に関する資料が捜査記録の中に埋もれている可能性も大きいのである。

(ウ) 予定主張

被告人または弁護人は、検察官請求証拠及び類型証拠の証拠開示を受けた場合、証明予定事実やその他公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、検察官及び裁判所に対し、これを明らかにしなければならない（刑訴法 316 条の 17 第 1 項）。弁護人の予定主張は、事件の争点や証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示すべきである。予定主張は、民事事件の準備書面と異なり、検察官の証明予定事実に対して逐一認否を行うものではない。また、弁護人が予定主張において詳細な主張を行いすぎると、実際の公判で齟齬が生じるおそれもあり、あるいはアリバイを詳細に主張した場合は捜査機関によって、アリバイ崩しがなされる可能性もある。

もっとも、事件によっては、弁護側から具体的なアナザーストーリーを提示した方が説得力のある場合もあるし、予定主張関連証拠の開示請求をするためにはある程度詳細な予定主張が必要となる場合も否定できない。予定主張をどの程度詳しく記載するかは、事件の内容に応じて、弁護人が、被告人の防御にとって何が一番有利かという観点から判断するほかないであろう。

なお、弁護人が予定主張を行う場合は、冒頭陳述、弁論を意識したものでなければならず、予定主張を行う時点で、弁護人は、事件の証拠構造をすべて把握し、弁護方針も確立し、弁論要旨の骨格も完成していなければならないと言っても過言ではない。

(エ) 証拠意見

弁護人は、類型証拠が開示された後に、検察官提出の証拠に対して証拠意見を述べなければならない（刑訴法 316 条の 16）。この場合、裁判員裁判の視点から証拠意見を述べるよう心がけるべきである。具体的には、実況見分調書や鑑定書は、朗読によっても裁判員にとって理解しづらい内容であるので、不同意とした上で、検察官に対し、合意書面（刑訴法 327 条）ないし抄本化（統合報告書等）を働きかけるべきである。検

察官が合意書面または抄本化に応じなければ、裁判所に対し、実況見分調書や鑑定書を証拠として採用せず、実況見分の実施した司法警察員や鑑定人を証人として出頭させ、具体的な見分や鑑定の内容について直接公判廷の証言から裁判員に心証をとるように求めるべきである。被告人の供述調書については、公判中心主義を徹底させる見地から、被告人質問で心証をとるべきであり、少なくとも被告人質問を先行させた上で、被告人の供述調書の取調べは不必要であるとの意見を述べるべきである。

(オ) 進行協議

公判前整理手続においては、裁判所、検察官と公判の進行手続きについて入念な打ち合わせがなされなければならない。

弁護人は、裁判所に対し、裁判員選定手続きにおいて、質問したい事項があれば、予め、裁判所に対し申し入れ、事前の了解を得ておくべきである。その他、進行スケジュールに関し、事前に協議すべき事項として以下の点が挙げられる。冒頭陳述の所要時間や方法、裁判員配布用の尋問事項書の体裁や内容、証人尋問の順序や時間、尋問の際の器材や模型・図面の利用、法廷内での再現及び写真撮影、弁論の時間、パワーポイントの使用の有無等である。

進行スケジュールに関する打ち合わせ事項は多岐に亘るので、弁護人の方針を事前に決めて、裁判所や検察庁に弁護人の要望を強く求めるべきである。

② 公判審理段階

1) 原理・原則の説明

裁判員裁判においては、法律の素人である裁判員と裁判官の協働により、評議がなされて判決が宣告されることになる。

したがって、裁判官は、法律の素人である裁判員に対し、検察官が立証責任を負担し、被告人・弁護人が無罪を立証する必要はないこと（立証責任の所在）、合理的な疑いを差し挟まない程度に立証されなければならないこと（立証の程度）や証拠裁判主義などの刑事裁判の原理・原則を説明し、裁判員において、これを理解しなければならない。裁判員が、刑事裁判の原理・原則の理解が不十分なまま評議を行うのであれば、もはや、それは裁判の名に値しない。

そのため、裁判官による原理・原則の説明は、開廷前に一度行えばよいというものではなく、中間評議の際などにも繰り返して行われるべきである。法律の素人の裁判員が、一度、刑事裁判の原理・原則の説明を受けただけで、それを十分に理解することは不可能である。

また、裁判官による原理・原則の説明は、開廷前に行うのであれば、実際に裁判官が行ったか否かの検証をすることができないことから、開廷前に行ったうえで、さらに法廷でも行うべきである。

加えて、最高裁は、「裁判員法 39 条の説明の基本的考え方」を発表し、その中で、「裁判員法 39 条の説明における裁判長からの説明に加えて、必要な立証の程度等の刑事裁判の主要な原則について、双方がその意味を冒頭陳述において説明することは、裁判員の混乱を

招くので避けるべき」との見解を表明した。

しかしながら、東京地方裁判所における模擬裁判の評議において、裁判員が、刑事裁判の原理・原則の理解が不十分なまま評議を行っている事態が極めて多数散見されていることが明らかとなっている。

したがって、裁判官による原理・原則の説明は、複数回にわたって行われるべきであり、さらに、弁護人の冒頭陳述においても、簡潔に行うのであれば、刑事裁判の原理・原則の説明は当然に許されるべきであるとする。

2) 連日開廷に対応するための体制整備

裁判員裁判においては、否認事件であっても数日間の連日開廷で審理が終了する。証人尋問に引き続き、被告人質問が行われ、最終弁論も証拠調べの直後あるいは翌日に行われる可能性が高い。

これまでのように公判期日の合間に被告人と打合せをして被告人質問に臨んだり、証人尋問調書の子細に検討した後に、弁論要旨を作成することは不可能である。連日開廷の場合は、証拠調べの内容を録画するなど、証人尋問や被告人質問の内容を当日中に確認できる工夫が必要であるし、被告人との接見も夜間や休日に行うことができるような体制を確立することが必要不可欠であろう。また、弁護人としては、公判審理が始まる前に弁論要旨を事前に完成させ、証拠調べを踏まえた上、若干の修正を加える程度で、弁論に臨まなければならない。

3) 冒頭陳述

裁判員裁判においては、第1回公判期日前に公判前整理手続きに付さなければならず、冒頭陳述にあたっては、公判前整理手続きにおける争点及び証拠の整理の結果に基づいて証拠との関係を具体的に明示しなければならないとされ、被告人にも同様の義務が課せられている（裁判員法55条）。弁護人は、検察官の冒頭陳述に引き続き、弁護側の冒頭陳述を行わなければならない。

弁護側の冒頭陳述は、先行する検察官の冒頭陳述によって事件や被告人について抱かされた裁判員のイメージを打ち消し、裁判員に対し、弁護人から見た事件の全体像、事件のとらえ方、被告人像を明らかにし、これからどのような点に注目して審理に臨んでもらうかについて明確なメッセージを伝えなければならない。そのためには、冒頭陳述においては、証拠の評価を一切せず、事件のストーリーを語ることが効果的であると言われている。また情報量も限定し、時間も長時間に及ばないようにし、裁判員とアイコンタクトを取りながら、裁判員に語りかけるような冒頭陳述をしなければならない。パワーポイントやボードを使い、裁判員の視覚に訴えることも検討されなければならない。

4) 証拠調べの方法

(ア) 総論

裁判員裁判における証拠調べは、従来から行われてきた刑事裁判の証拠調べとは一変することになる。

裁判員裁判においては、裁判員と裁判官が協働して評議して判決を宣告することになることから、裁判員と裁判官との間の情報量の格差が存在してはならない。裁判官のみが情報を持っており、裁判員が情報を持っていない場合は、裁判官が裁判員を指導することになり、真の意味で裁判官と裁判員とが、対等な立場で協働作業を行うことはできないからである。

したがって、原則として、裁判員が、法廷が終わった後に裁判記録を読むことは期待できないことから、裁判員裁判においては、直接主義、口頭主義が強く要請されるのである。

さらに、裁判員は、日常生活の一部を裁判員裁判のために削って裁判所に来ていることから、裁判員裁判で提出される証拠については、証拠の厳選が要求される。したがって、その証拠が、証明すべき事実の立証に必要不可欠か否かを、従前以上に検討することになる。少なくとも、内容が重複している証拠の証拠調べは行われなくなる。

(イ) 書証の取調べ方法（要旨の告知の否定）

書証の取調べ方法として、要旨の告知は、否定されなければならない。なぜなら、要旨の告知の方法で証拠調べした場合、裁判員が得る情報は、公判廷で告知された要旨のみであるが、裁判官は、閉廷後に供述調書を読む可能性があり、裁判官と裁判員との間で情報の格差が生じるからである。

したがって、書証の取調べ方法は、全文朗読しか考えられない。なお、性犯罪事件について、書証の写しを裁判員に配り、黙読させる例が散見されるが、書証の取調べ方法として疑問でとする意見がある。

(ウ) 争いのない場合の事実の立証（供述調書についての一部同意の可否）

争いのない事実について、従前は、検察官から供述調書が証拠調べ請求された場合、一部同意を行っていたが、裁判員裁判においては、原則としては、供述調書の一部同意を行うべきではない。

なぜなら、供述調書は、供述人が取調官に対して供述した内容を、取調官において要約したものであって、供述人の供述自体ではないうえ、通常、供述調書は極めて詳細に記載されており、供述人が公判廷で供述した内容とは濃淡の度合いが大きいため、かえって、一部同意の供述調書が存在した場合は、裁判員にとって分かり難いと考えられる。

したがって、従前、一部同意を行っていた部分については、合意書面を作成するか、証人尋問において、誘導尋問の方法を取った方が、理解しやすいと考えられる。

(エ) 争いのない場合の被告人供述調書の取調べ方法

争いのない事案の場合、裁判員裁判では、直接主義、口頭主義の点から、まず、被告人質問を行って、直接、被告人自身により供述させるべきである。

その場合、被告人が供述した内容は、被告人の供述調書の内容と、ほぼ同様の場合が多いと思われる。

このような場合には、裁判所は、被告人の供述調書は、重複した証拠として、検察官

からの取調べ請求を棄却することが考えられる。

弁護人としては、このような裁判所の訴訟指揮を是認すべきであるし、検察官が、被告人質問と同内容の被告人の供述調書の取調べ請求を行った場合は、供述調書を、重複した証拠であるので、「不必要」との証拠意見を述べるべきである。

(オ) 検証調書・実況見分調書

検証調書・実況見分調書には、五官の作用によって物の状態を認識した結果を記載した書面であるが、しばしば、供述人の供述が記載されている場合もあり、当該部分は供述そのものであることから、それを同意すべきでない。

さらに、検証調書・実況見分調書には、極めて膨大な写真や図面が添付されている場合が多い。

このような場合には、あまりにも不要な写真や図面については、その部分は不同意の意見を述べたり、必要部分のみが記載された合意書面の作成を検討すべきである。

検察官は、実況見分調書のダイジェスト版を作成して請求すると思われるが、検証結果の立証方法としては、検証実施者の証人尋問が適切であり、その際に、写真や図面等の客観的部分を書証として利用すれば十分であると考えられる。

なお、客観的な写真や図面については、後になって重要性を持ってくる場合もあることから、必ずしも厳選しすぎる必要はないのではないかと考える見解もある。

(カ) 鑑定書

鑑定書は、専門的な事柄について記載されているものであるため、内容が極めて分かり難いものであるうえ、専門用語の説明も必要であり、裁判員に対して十分に理解してもらうことが極めて困難である。

したがって、原則としては、鑑定人に、公判廷において、鑑定の経過及び鑑定結果について供述してもらうことになる。

なお、検察官において、鑑定書のダイジェスト版または内容を分かり易く記載した鑑定書を作成し、それを示しながら、鑑定人に、公判廷で供述してもらうべきという考えもある。

いずれにせよ、一読して理解が不可能な鑑定書を同意すべきではないし、さらに、鑑定書の取調べ方法として要旨の告知を認めるべきではない。

(キ) 任意性が争われた場合の立証方法

自白調書の任意性が争われた場合、従来は、取調べ経過につき、被告人と取調べ官との水掛け論が展開され、証拠調べに多大な時間がかかっていた。裁判員裁判において、このような取調べ方法が認められるはずはない。

刑訴規則 198 条の 4 で、検察官は、被告人の取調べ状況を立証するときは、できる限り、取調べ状況記録書面等を用いて、迅速かつ的確な立証に務めなければならないと規定された。

しかし、取調べ状況記録書面は、極めて外形的な事項しか記載されていないことから、

被告人の取調べ状況の迅速かつ的確な立証には、取調べ状況の全過程を録画録音し、取調べを可視化するしか方法はない。

(ク) 刑訴法 321 条 1 項 2 号書面の取扱い

被告人以外の供述人が、公判廷での証言と捜査段階での供述とが食い違った場合、従前は、検察官が、検面調書を刑訴法 321 条 1 項 2 号書面として証拠調べ請求し、裁判所は、極めて安易に検面調書に特信性を認めて、証拠能力を認めてきた。

この場合も、自白調書の任意性が争われた場合と同様に、供述人の供述経過が問題となる場合も多く、供述人の取調べ状況の迅速かつ的確な立証には、供述人が共犯者等で身体拘束されていた場合には、自白調書と同様に、取調べ状況の全過程を録画録音し、取調べを可視化するしか方法はない。

さらに、裁判員裁判においては、公判中心主義の観点から、従来からの取扱いが見直される必要がある。

(ケ) 証人尋問・被告人質問

裁判員裁判の基本は公判中心主義であり、法廷での証言や被告人の供述から裁判員は心証を形成することになる。したがって、弁護人としては裁判員にわかりやすく、かつ裁判員を説得しうる証人尋問や被告人質問の技術を習得しなければならない。また裁判員裁判においては、否認事件であっても従来型の裁判と異なり証人尋問や被告人質問に要する時間が限られており、時間内にメリハリのある尋問が要求される。具体的には、主尋問における主役は証人であり、逆に反対尋問における主役は弁護人であることを銘記し、主尋問におけるオープンな尋問方法、反対尋問における誘導尋問の多用、書面や模型を利用した尋問方法、反対尋問における自己矛盾供述の弾劾の方法等の尋問技術に習熟しなければならない。

5) 弁論

弁論は、弁護人にとって、裁判員を説得するプレゼンテーションの場である。冒頭陳述ではストーリーを述べ、証拠については一切評価を避けるべきであるが、最終弁論は、証拠の総括として検察官提出の証拠の信用性を弾劾し、弁護側提出の証拠の信用性を強調しなければならない。従前の弁論は、職業裁判官を対象にしたものであり、事実上や法律上の論点につきすべて網羅し、精緻な論理を展開しなければならなかった。しかし、裁判員裁判においては、情報量はできる限り少なく、裁判員に分かりやすく、かつ説得力のあるものとするため、できるかぎりポイントをしばって行わなければならない。従来型の弁論のように弁論要旨をただ棒読みするスタイルではなく、裁判員とアイコンタクトをとりながら、裁判員に語りかけ、裁判員の心の琴線に触れる弁論が必須である。そのためにパワーポイントを駆使したり、ボードを使用するなど裁判員の視覚に訴える工夫も検討されるべきである。

また、弁論において、検察官の求刑意見に対応して、弁護人としての量刑意見を述べる必要がある。従来のように、ただ寛大な判決を求めるというだけでは裁判員に対する説得力を欠くであろう。

③ 自白事件における情状弁護の留意点

1) 評議における裁判員の判断の特徴

裁判員裁判における評議においては、裁判員が情状事実に対して判断をするのであるが、これまでの模擬裁判の傾向からすると、従来からの情状の弁護活動を大きく変化させる必要がある。

これまでの裁判官による裁判であれば、「反省している」「若年である」「前科前歴なし」という事実は、被告人に有利な情状と考えられていたが、裁判員は、これらの情状は、当然のことであって、必ずしも被告人に有利な情状とは判断しないという傾向が見られた。

したがって、これまで当然に被告人に有利な情状と考えられていた事項についても、それが裁判員に理解できるように、被告人に有利な情状となる理由を説明する必要がある。

また、これまでは、弁護人の弁論では、「執行猶予を求める」「寛大な判決」を求めるとのみ述べていたが、具体的な懲役何年という意見を述べることも検討する必要がある。

なぜなら、検察官は、論告求刑で具体的に懲役何年の刑を求めているのに対し、弁護人側が抽象的に述べるだけで、具体的に何年が適切であると主張しなければ、結局、弁護人側の意見は、全く無視されてしまうことになるからである。

2) 公判前整理手続きにおける留意点

裁判員対象事件は、全件公判前整理手続に付される。

当初の検察官の請求証拠は、現在では、きわめて厳選された内容となっていることから、検察官手持ち証拠の中に、被告人に有利な情状事実が隠されていることもあるため、類型証拠開示請求は行う必要がある。特に、証人予定者の全ての供述調書、被告人の全ての供述調書、取調べ状況記録書面については、原則として、全て開示を受けて、その内容を検討する必要がある。

予定主張の明示では、情状に関する事実であっても、証拠により証明しようとする事実を明らかにする必要があるし、重要な情状に関する主張は、明示しなければならない。早期に弁護方針を確立したうえで、対応する必要がある。

主張関連証拠開示についても、積極的に利用すべきである。

情状に関する証拠であっても、証拠制限が適用されることから、早期に情状に関する証拠を作成し収集する必要があるし、証拠収集することができなかった場合には、証拠請求ができなかった「やむを得ない事由」が存在することを疎明できるよう、その状況について報告書等を作成する必要がある場合もあると思われる。例えば、示談書を作成する場合でも、示談の経緯等が明らかとなるよう工夫する必要がある場合もあるであろう。

3) 被害者等の供述調書に対する証拠意見

被害者等の供述調書には、被害感情について録取されているものがあり、かような供述調書について、同意すべきか不同意にすべきか悩ましいところがある。特に、かような供述調書を不同意とした場合には、証人として被害者が出廷して、供述調書の内容を超える厳しい被害感情を証言する可能性が高いからである。

基本的には、被告人に最も有利な選択をすることになるが、原則としては、不同意とすべきであるとする。

なぜなら、被害者等の供述調書は、本件犯行に近接した時点で作成されていることから、被害感情が極めて峻烈であり、証言時は時間が経過していることから、被害感情が変化している可能性がある。また、被害感情に関する供述調書は、取調官の作文による部分が多いと考えられるからである。さらに、被害者参加制度や被害者の意見陳述の制度が認められていることから、仮に、被害者の供述調書を同意したとしても、結局、被害者の意思次第によっては、被害者が法廷に登場して被害感情を述べる機会があるからである。

4) 被告人の供述調書に対する証拠意見

争いのある被告人の供述調書について、従前は、任意性に争いがない場合は、「同意。信用性をあらず」「不同意。任意性は争わない」という証拠意見を述べていた。

しかし、かような証拠意見についての弁護側の態度を、裁判員が理解することは不可能である。

よって、これからは、従来は信用性を争うという主張を行っていた場合であっても、供述の自由が奪われていたとか取調官の作文であるという理由で、任意性を争い、証拠能力を争うべきであるとする。

争いのない被告人の供述調書については、前記(5)②4)で述べたように、まず被告人質問を先行させ、その後必要性を判断するという方針をとるべきである。大半の場合は、被告人質問と供述調書の内容は同じとなるため、供述調書は重複した証拠となり、証拠調べは不必要となると考えられる。

ただ、被告人質問を先行させる場合、被告人自身が、自ら犯した犯罪行為の詳細を供述することになるため、事前に十分準備をし、被告人の供述をコントロールしながら被告人質問をする必要がある。

5) 量刑検索システムの利用と弁護活動

裁判員裁判においては、従来型の情状弁論では対応することはできないと考えられる。従来、法曹三者において共通の理解であった量刑相場を前提に、弁護人は、総花的に被告人にとって有利な事情を列挙したうえ、執行猶予の判決を求める場合を除いては、量刑について具体的な量刑意見を明示しない方法で弁論を行ってきた。

しかし、裁判員は、従来の量刑相場を習得していなことから、量刑相場を前提として弁護活動を行うことはできなくなった。また、従来、当然のように被告人にとって有利と思われていた事情（示談、反省、初犯、若年など）について、なぜ刑を軽くする根拠となるのかを、弁論において丁寧に説明する必要があることになった。

従来の量刑相場が変わるものとして、裁判員裁判においては、裁判員に対して量刑の傾向を示すこととなり、そのために最高裁判所は、量刑検索システムを導入した。

量刑検索システムは、裁判員対象事件につき、判決内容、事案の概要などをデータベース化したものであり、犯行態様、凶器の有無、被害の程度、共犯者の有無などの量刑事情

を入力することによって、類似の判例を検索することができるというものである。要するに、同種・同性質・同程度の行為の量刑の傾向を把握することができるのである。この量刑検索システムは、検察官及び弁護人がアクセスすることができ、裁判員が評議の際に利用するのと同じ量刑資料を入手することができる。

裁判員は、従前の量刑相場を習得していないことから、一定の量刑の傾向を参照するために、裁判員が評議の際に量刑検索システムを利用する可能性は極めて高いと考えられる。したがって、弁護人においても、量刑検索システムを意識して、場合によっては量刑検索システムを通じて入手した量刑資料を利用して、弁論を構成しなければならないと考えられる。

量刑検索システムを利用して入手した量刑の傾向を前提として、まず、この量刑の傾向に従って、その量刑の傾向の枠の中で、より被告人に有利な判決を求めるという手法があると考えられる。この場合は、量刑の傾向の枠が適切であることを述べ、次に、量刑の傾向の枠の中で、量刑事情を検討してより軽くすべき理由を述べ、その後一般情状を述べることになるであろう。

もっとも、量刑検索システムの対象事件のデータが少なく、又、原資料となった判決の原文（個人情報について必要なマスキングをしたもの）を調査することができるようなシステムとなっていないため実際の事件に有効に利用できない場合もある。このような場合は、この量刑の傾向の枠自体が適切でないという主張するという手法もあると考えられる。この場合は、本件が、量刑の傾向の枠の中に入らないことや、この量刑の傾向の枠自体が重すぎることを主張し、その後一般情状を述べることになるであろう。

いずれにせよ、量刑検索システムの利用は必要不可欠である。

(6) 裁判員裁判における問題点

① 被害者参加制度と裁判員裁判

- 1) いわゆる「被害者参加制度」により、被害者等またはその委託を受けた弁護士には、(ア) 公判期日等に出席する権利、(イ) 情状事項についての証人の供述の信用性を争うために証人尋問をする権利、(ウ) 被害者意見陳述をするために必要な事項について被告人質問をする権利、(エ) 意見陳述権が認められる。

そして、この制度は裁判員裁判に先行して、2008（平成 20）年 12 月から実施されている。

2) 問題点

この「被害者参加制度」には、次のような問題点がある。

(ア) 真実の発見に支障をきたすおそれがある

被告人は、正当防衛の成否、被害者の落ち度、過失の存否等の重大な争点について結果が悲惨であればあるほど、これらの点を主張すること自体が心理的に困難な状況に置かれる。被害者参加人等が在廷し、或いは被害者によって被告人質問が為されるとすれば被告人は、それが真実であっても沈黙を強いられ、真実発見に支障をきたす。

(イ) 刑事訴訟の構造を根底から覆す

現行の刑事訴訟法の本質的構造である検察官と被告人、弁護人という二当事者構造を

覆す。

刑事訴訟は検察官の主張としての訴因の存否の判断過程である。訴因記載の犯罪事実の存在と被告人の犯人性が確認された後に初めて、当の刑事訴訟における犯罪被害者が確定されることになるはずである。それは、刑事訴訟が無罪推定の原則に立脚するものである限り、判決確定までは被告人の犯罪行為による被害者だと確定されたものは存在しないことを前提としなければならないことを意味する。刑事訴訟以前に実体的に存在する「犯罪被害者」が訴訟に関与することは刑事訴訟における当事者構造、無罪推定の原則に整合しがたい。

(ウ) 被告人の防御に困難をきたすおそれがある

刑事手続に、無罪推定の原則、黙秘権の保障、検察官の立証責任等、被告人の防御権を考慮したさまざまな原則と権利が存在しているのは、被告人が、国家権力という強大な組織力と強制捜査権を背景とする検察官に対峙しなければならない極めて厳しい立場に置かれることによる。被害者参加制度のもとでは、更に被害者等のより厳しく、直接的な攻撃に被告人はさらされるのであり、被告人の防御の困難性が増すのみならず、被害者等の有する情緒性が事実認定者に強い影響を与え、結果的に上記諸原則を弱体化させるおそれがある。

(エ) 裁判員裁判における問題

事実認定者に対しては、判断資料となりうる適正な証拠のみが示され、心証形成に不合理な影響を及ぼすものは排除されなければならない。しかるに、被害者参加人等の参加それ自体、法廷への過度の被害感情、処罰感情の流入という危険が予想される。特に裁判員裁判の制度において、裁判員は通常一回限りそして初めて刑事裁判に関与することになるが、被害者参加人の意見や質問は、裁判員の情緒に強くはたらき、その事実認定に大きな影響を与える可能性は否定できない。

3) 今後の課題

上記の通り、裁判員裁判においては、被害者等の情緒性は、裁判員に対し強い影響力を及ぼすものと危惧される。特に、被告人が犯罪事実を争っている場合には、上記の諸点から犯罪事実の立証の段階で被害者参加人等が在廷することは望ましくない。他方において、犯罪被害者等と検察官との意見交換や要望提示等のコミュニケーションが十分かつ実効的になされていれば、被害者等の意見等も検察官を通して刑事訴訟に反映させることができることが可能であり、被害者保護の要請も満たされるものと思われる。したがって、被告人が犯罪事実を争っている場合には、被害者参加人は情状立証の段階から在廷できるとの運用をすべきである。また、罪体と情状が混在する証人の場合は公判前整理手続の中で罪体に関する尋問と情状に関する尋問を分離してなす等の処置を裁判所に求めるべきである。

② 裁判員裁判と守秘義務の問題

- 1) 裁判員又は補充裁判員には、裁判員裁判係属中はもちろん、終了後においても評議の秘密その他職務上知り得た秘密について守秘義務が課せられている（裁判員法 108 条）。

他方、裁判員制度は、施行後 3 年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしているので（同法付則 9 条）、評議等が適切になされているか否かの検証が極めて重要である。

裁判員経験者等の守秘義務をあまりに厳格に運用するとすれば、施行状況の検討が十分に行えないおそれがあり、その結果、裁判員制度の必要な見直しが適切になされない可能性がある。

- 2) 裁判員等に守秘義務を課した趣旨は、裁判の公正さや信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためとされている。もし、評議で述べた意見や経過が明らかになるとすれば、裁判員は後で批判されることをおそれて率直な意見を述べることができず、さらに、評議の秘密を守るとは裁判員のプライバシーを保護するとともに、報復などの不安を抱くことを防ぐことにつながると理解されている。

なるほど、守秘義務を全く解除してしまえば、マスコミの過度の取材攻勢等も予想され、裁判員等のプライバシーは守られないというおそれはある。

しかし、そのような弊害が考えにくい場合であるならば、裁判員裁判の施行状況の十分な検証作業を実現するため、守秘義務を緩和して、裁判員経験者等から事情の聴取ができることが望ましい。

日弁連は、2008(平成 20)年 11 月 19 日付提言において、政府に対し、裁判員裁判の検証機関の設置（有識者と法曹三者で構成されること）を求め、さらに 2009(平成 21)年 7 月 17 日提言で、検証機関の検討にあたっては、裁判員裁判に実際に関わった裁判官・裁判員、検察官、弁護士等からの聴取を行って、できる限り運用の実情を正確に把握すべきこと、又、裁判員等経験者からの聴取に当たっては、評議のあり方に関しても必要な情報を得ることができるよう、守秘義務の解除も行えるようにすることを提言している。そして、2011(平成 23)年 6 月 16 日「裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言」で、罰則の対象となる行為の範囲自体を限定すること、及び、政府、最高裁または日弁連が裁判員制度等に関する調査研究を目的として設置した機関に対して職務上知り得た秘密を告知し、または事実の認定または刑の量定の当否を述べる行為については守秘義務規定の適用を除外するよう裁判員法を改正することを提言した。

これらの提言は、上述の裁判員経験者の保護や裁判の公正さや信頼確保の要請と充実した検証作業の実現を図るもので評価されるべきである。

- 3) 裁判員裁判制度は、国民の司法参加を実現する画期的な制度であり、是非成功させるべきものである。そのためには、政府の設置する検証機関だけに任せるだけでなく、少なくとも法曹三者が、それぞれの立場から十分に検討し議論を尽くして当該制度をよりよい制度に改善して行ける環境が望ましい。

そうであれば、たとえば弁護士会が独自に設置する検証機関が裁判員経験者等に事情聴取ができること、その聴取に当たっては、裁判員経験者等の守秘義務が解除されるべきことが望ましい。韓国の国民参与員制度は、陪審員等に対し守秘義務を課しているが、研究

に必要な共助をしたときにはこの限りでないとしている。我が国においても、研究機関や弁護士会の調査研究については、守秘義務を解除できるとの必要な措置が執られるべきである。

(7) 今後の弁護士、弁護士会の取り組み

① より適切な運用および制度の改善に向けての取り組み

1) 既に述べたように裁判員裁判施行から約2年半を経過し、裁判員裁判は一応順調なスタートを切ったといえる。これまでのマスコミの報道や裁判員および補充裁判員の感想は、概ね好意的である。

2) しかしながら、現行の裁判員制度は、これまでも制度設計における問題点や改善すべき点がいくつか指摘されていたが、裁判員裁判実施後においても、運用上の問題点や制度上の問題点が現実化しており、今後、その運用や制度の改善に向けての取り組みが必要である。

この点に関し、司法制度改革審議会意見書には、「実施後においても、当初の制度を固定的にとらえることなく、その運用状況を不断に検証し、国民的基盤の確立の重要性を踏まえ、幅広い観点から、必要に応じ、柔軟に制度の見直しを行っていくべきである」としており、また、裁判員法附則9条においても、裁判員法施行の状況を検証し、3年後に必要な措置を講じることが予定されている。

3) 最高裁判所は、裁判員制度実施に先立ち、「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」）を立ち上げ、制度の運用等に関して検討を始めると同時に、実施された裁判員裁判に参加した裁判員および補充裁判員の全員にアンケート調査をして裁判員裁判の運用状況や感想などを集計する作業を始めた。また法務省は、同年8月に「裁判員制度に関する検討会」（以下「制度検討委員会」）を設置し、施行から3年経過後の制度の検討のための委員会を設置した。上記の「有識者懇談会」および「制度検討委員会」には、法曹三者から選出された委員や学者および有識者の委員が参加している。

4) 日本弁護士連合会も、裁判員制度実施とともに全国の単位弁護士会を通して、各地方裁判所で実施される全裁判員裁判につき、その弁護人に対して事件に関する情報収集を開始した。これは裁判員裁判の運用状況を把握し分析するためのもので、制度の検証のための有力な資料となるものである。さらに3年後の制度の見直しに向けて制度検討P. T. を立ち上げ、その後、裁判員本部に3年後検証小委員会を設置した。小委員会は、単位弁護士会に対し裁判員制度における論点の照会を行うとともに、論点毎の具体的な検討を開始した。日本弁護士連合会は、3年後検証小委員会の議論を踏まえて、2011（平成23）年7月19日付けで、「裁判員法附則第9条に基づく検討に関する意見書案」、「刑事裁判における評決要件に関する意見書（案）」について、各単位会に対し、意見照会を行った。意見書（案）の内容は、①「被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法律改正」、②「公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大」、③公判前整理手続における証拠開示規定の改正」、④「公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設」、⑤「裁判員等に対する説明に関する規定の改正」、⑥「裁判員等の心理的負

担を軽減させるための措置に関する規定の新設」等、⑦「被告人側の防御権を保証するために刑事施設及び留置施設における運用改善」、⑧「死刑判決についての全員一致制」、⑨「死刑判決以外の刑事裁判における評決要件の改正」である。おおむね被告人の防御権の確保という点からの見直しであり、基本的には適正妥当な意見書案である。後述するように、東京弁護士会は、上記意見書（案）に基本的に賛成する旨の回答をしており、日本弁護士連合会は、今後、各単位弁護士会からの意見を踏まえて、政府に提言を提出する予定である。また、上記意見書（案）にふれていない事項についても継続的に検討して、意見書（案）がまとまれば、追加的に、各単位会に対し、意見照会を行う可能性もある。

5) 東京弁護士会では、裁判員制度センターが中心となり、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会と共同して、東京地方裁判所（立川支部も含む）で実施される全裁判員裁判事件の情報を収集しており、また、同センター内に制度検討部会を設置して、これまで指摘されている問題点を含め制度の見直しのための検討を始めている。これまでに指摘されている問題点は、被害者参加制度、部分判決制度や併合事件の取扱い、逆送少年事件の取扱い、控訴審の在り方、対象事件の範囲、死刑事件の審理や評決など多岐に亘る。前項に述べた日本弁護士連合会からの意見書案についての意見照会に対しても、東京弁護士会は、裁判員制度センター等に意見照会を行い、その意見を反映させた回答を日本弁護士連合会に回答している。

上記意見書（案）にふれられていない事項、例えば控訴審の問題（裁判員裁判で無罪となったにもかかわらず、控訴審で逆転有罪することが認められるか）などは、継続的に検討されなければならない。

② 弁護技術の習得および裁判員裁判への対応態勢整備に向けての取り組み

1) 裁判員裁判の下での公判審理を充実させ、裁判員にとって分かりやすい審理を目指すためには、弁護人として公判前整理手続における証拠開示制度を十分に活用する必要があり、公判審理においても直接・口頭主義を実現化する証拠調べ方法が採用されなければならない、われわれ弁護士は、裁判員裁判に適した弁護技術を習得し、習熟しなければならない。

東京弁護士会では、2008（平成 20）年 5 月から、裁判員裁判対応養成研修を毎月実施し、裁判員裁判に習熟した弁護士を養成してきたが、これからも弁護技術の質を向上させ、裁判員裁判に対応できる弁護士を増員していくための研修を継続して実施していく必要がある。

2) 裁判員裁判が実施され、2011（平成 23）年 10 月 31 日までに東京地方裁判所管内では 556 件が裁判員対象事件として起訴されたが、制度の開始にあたり、当初、その国選弁護体制が十分に機能していない面があった。裁判員裁判対象事件では、裁判所は弁護人の複数選任を認めているが、被疑者国選弁護人制度の下で弁護人に選任される弁護士が裁判員裁判に対して十分に対応できず、また複数選任で選任された弁護人が裁判員裁判に習熟していないなどの例が見られた。裁判員裁判において、被告人の権利を守るのみならず、公判審理を充実させ、裁判員に理解しやすい審理するためには、弁護人が裁判員裁判に習熟

していることが必要である。弁護士会は、裁判員裁判対象事件の弁護人の選任にあたり、裁判員裁判に習熟した弁護士を被疑者国選弁護の段階および複数選任の段階で推薦する対応態勢を早急に整備することが必要である。弁護士会は、既に裁判員裁判対応の国選弁護士名簿を整備し直し、それを対象とする研修も実施しているが、今後とも裁判員裁判の対応態勢の継続的検証、整備が求められている。

3) 裁判員裁判の控訴審について、事件記録のボリュームが圧倒的に少ないため、事件全体の把握及び新たな主張の検討が難しい等の指摘がなされている。原審と控訴審の弁護人が異なる場合、控訴審担当弁護士が、類型証拠等を十分に検討できているのか、もしできていないならばその機会を制度的に確保すべきではないかという控訴審の問題も検討されなければならない。

③ 広報活動および法教育についての取り組み

1) 裁判員制度を成功させるためには、国民の自覚に基づく主体的な参加が必要である。そのためには、国民が裁判員裁判に参加しやすい環境の整備と国民の制度に対する理解と協力が不可欠である。裁判員裁判の実施前には「国民の理解や支持がない」との指摘があったが、実施後のマスコミや国民の評価は好意的であり、実際に裁判員裁判に裁判員や補充裁判員として参加した方々の感想は、95.2%の方が「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と答えている。

弁護士会は、今後も、裁判所・法務省と連携し、協働しながら、国民の各層（地方自治体・公企業体あるいは各民間企業や団体並びに市民団体等々）に対して、裁判員制度についての積極的な広報活動を展開していくことが極めて重要である。

2) また、裁判員制度や司法そのものを支えるためには、国民が自立的でかつ社会的責任を負った統治主体として（司法制度改革審議会意見書）、主体的・能動的に司法に参加することが求められており、そのためにも、国民が「法的な素養」を習得するための法教育が重要である。

弁護士会は、国民に対する裁判員制度の広報のみならず、司法・裁判制度を基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術を身につけるための法教育に関する積極的な取り組みが必要である。そこで、弁護士会は、学校教育課程における裁判傍聴の更なる普及や法曹実務家（裁判官、検察官、弁護士）による出前講義の導入、学校教員に対する司法や裁判制度についての研修を継続的に行うなどの施策をこれまで以上に積極的に行っていくことが必要である。

4. 刑事司法制度の改革

(1) 裁判員法附則第9条に基づく検討（3年後検証）について

第1 はじめに

1 平成21年5月21日から実施された裁判員裁判は、平成24年5月に施行後3年を経過する時期を迎え、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という。）

附則第9条に基づきいわゆる「3年後検証」が行われることになる。

- 2 弁護士会としては、裁判員裁判のここまでの実施状況を検討し、この制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするという観点から、改正・改善すべき項目を検討し、広く意見を発信していく必要がある。

第2 「3年後検証」において検討すべき事項について

- 1 公訴事実等に争いのある事件についての対象事件の拡大
 - (1) 公訴事実等に争いのある事件について、被告人又は弁護人から請求があった場合には裁判員裁判対象事件とする法改正を行うべきである。
 - (2) 現行法上、裁判員裁判の対象となっていない事件でも、公訴事実等に争いがある事件については国民の関心が高く、社会的影響も大きいものがあり、そのような事件について市民の健全な常識を反映させる意義は大きく、裁判員裁判の制度趣旨に合致するものである。そこで、このような事件について被告人側に裁判員裁判を選択する権利を与えることが望ましい。
 - (3) なお、このような請求権を認める前提として、被告人側が裁判員裁判を選択するか否かについて適切な判断を行うことができればならない。そこで、被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法改正を行うべきである。これによって、被告人側は「証明予定事実記載書面」によって検察官の主張及び証拠構造を明らかにさせることができ、また、類型証拠や主張関連証拠の開示を受けてこれを十分に検討することが可能となり、そのうえで裁判員裁判を選択するかどうかを適切に判断できるようになる。
- 2 公判前整理手続における証拠開示の範囲の拡大
 - (1) 現行の公判前整理手続における証拠開示を拡充するため、検察官に証拠標目一覧表の作成及び被告人側への交付を義務付け、更にこれを受けた被告人側からの開示請求にかかる証拠を全面的に開示する法改正を行うべきである。
 - (2) 公判前整理手続における類型証拠開示請求及び主張関連証拠開示請求は、被告人側の請求権が明文をもって定められ、第1回公判期日に先立って検察官請求証拠以外の証拠の開示がなされるようになったという点では大きな意義がある。
 - (3) しかし、現行制度下においても検察官の「証拠開示逃れ」とも疑われる事態が散見され、また、証拠の存否や開示請求の要件の有無について検察官と弁護人の間で紛糾する事態も見られ、被告人の防御権の保障という観点からは十分なものとは言えない。更に、再審無罪となった「布川事件」、再審開始決定が出た「福井事件」、再審請求審の段階になって多数の証拠が開示されている「東電OL殺人事件」や「袴田事件」等の例をみても、証拠の全面的開示の要請はますます強まっている。そこで、前記のとおり、検察官手持ち証拠の原則全面開示に近づけるような法改正がされるべきである。
- 3 公訴事実等に争いのある事件における公判手続二分論
 - (1) 公訴事実等に争いのある事件については、公訴事実等を認定するための証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の認定に不当な影響を与えることを防止するため、「公訴

事実等の存否についての審理」と「刑の量定についての審理」を二分する手続を定める規定を新設すべきである。

- (2) 上記の要請は裁判員裁判に限らず、刑事裁判全般に妥当するものであり、刑事訴訟規則 198 条の 3 にもその旨の規定がある。しかし、市民の参加する裁判員裁判においては、この二つの手続の区別を明確にする必要性が特に高く、前記規則の定めは努力義務を規定したものにとどまり不十分である。
- (3) なお、この手続二分論を採った場合、被害者参加人の関与は「刑の量定についての審理」の段階から許すべきである。なぜなら、被害者等の意見は公訴事実等の存否についての証拠とすることができない（刑事訴訟法 316 条の 38 第 4 項）のであるから、そのような意見等が公訴事実等の存否の判断に影響を与えることを防止すべきだからである。

4 裁判員等に対する説明について

- (1) 裁判員等に対する裁判員法 39 条、同規則 36 条による説明については、その内容について検察官及び被告人又は弁護人から意見を聞くことを義務付け、かつ、その説明を公開の法廷で行うようにする法改正を行うべきである。
- (2) 刑事裁判の諸原則を市民から選ばれた裁判員等に十分に理解してもらうことは、適正な審理のために必要不可欠である。しかし、現行法では裁判員等に対する説明は裁判長に委ねられており、かつ、訴訟当事者がその内容について関与できないために説明が適切であったか否かのチェックができない。英米の陪審裁判では、裁判官の陪審員に対する説示が不適切であったことを理由に、第一審の有罪判決が上訴審で破棄されることがある。裁判員等に対する説明の適正さを担保するため、上記のような改正がなされるべきである。

5 裁判員等の心理的負担を軽減するための措置

- (1) 裁判員法に「裁判所は、裁判員等の心理的負担軽減のため、別に規則で定める措置を講じなければならない。」という趣旨の規定を新設し、具体的内容については最高裁判所規則で定めるべきである。具体的には、以下のような具体的措置を設けるべきである。
 - ①裁判体の裁判員同士が希望した場合には互いに連絡先を交換できること。
 - ②事後的に希望があれば裁判所が同じ裁判体の裁判員同士の連絡の斡旋を行うこと。
 - ③同じ裁判体の裁判員が希望した場合には臨床心理士立ち会いのグループワークを実施すること。
 - ④守秘義務の範囲を明確にする説明をすること。
 - ⑤裁判所が実施するメンタルヘルスサポート体制の説明及び利用を促す説明をすること。
- (2) 裁判員経験者に対する各種調査では、裁判に参加したことによって心理的負担やストレスを感じたという回答が少なくなく、これに対処する必要がある。同じ裁判体の裁判員経験者同士が話し合うことによって心理的負担が軽減・解消される面があること、守秘義務の範囲が不明確なことによって裁判員裁判の経験を自分の中に抱え込んでしまう面があること、裁判所の実施している「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」が十分に機能していないこと等の現状にかんがみ、前記のような措置を取るべきである。

6 被告人の防御権を保障するための刑事施設及び留置施設における運用

(1) この点については、具体的に以下のような運用改善を行うべきである。

- ①弁護人から鑑定を委託を受けた医師、臨床心理士等の専門家が被疑者・被告人と面会する場合、その面会の趣旨・目的を十分に果たせるようにするため、時間制限や職員の立ち会いを行わないなどの運用をすること。
- ②弁護人接見においては、写真撮影・録画・録音を制限しないこと。
- ③身体拘束されている証人予定者等の事件関係者と面会する際には、立会人なく、かつ時間制限のない面会を認めること。
- ④裁判所構内の刑事施設における書類の差入れ及び刑事施設における夜間・休日の書類の差入れを認めること。
- ⑤被告人との休日接見が認められる条件を緩和すること。

(2) 裁判員裁判の場合、公判審理が始まると連日開廷による集中審理が行われ、したがって公判審理に先立つ公判前整理手続の段階で十分な準備を行い、防御方針を確立しなければならない。しかし、身体拘束されている被告人の場合、刑事施設における運用によって十分な防御準備に制限が課せられているのが現状である。そこで、被告人の防御権行使を十全ならしめるため、前記のような運用改善がなされるべきである。

7 死刑判決についての全員一致制

- (1) 死刑判決については全員一致を評決要件とする法改正を行うべきである。
- (2) 死刑が人の生命を奪うという究極の刑罰であることを考えると、その言い渡しは極めて慎重かつ謙抑的でなければならない。

8 死刑判決以外の裁判における評決要件の加重

- (1) 死刑判決以外の裁判について、現行の評決要件を加重する法改正を行うべきである。
- (2) 現行法は、裁判官及び裁判員が少なくとも一人ずつ入っていなければならないという点を除いては単純過半数制を採っている（裁判員法 67 条 1 項、裁判所法 77 条）。しかし、これは「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の基本原則に抵触するおそれがある。裁判体 9 名のうち 4 名が無罪とする意見を持った場合に、合理的な疑いを超える証明がなされたと言えるのか、甚だ疑問である。
- (3) ただし、少年法 55 条移送の判断については現在の評決要件を維持すべきである。なぜなら、評決要件を加重すべきとする根拠は前記のとおり「疑わしきは被告人の利益に」という観点にあるところ、55 条移送の判断にこれは当てはまらないし、また、この判断について評決要件を加重することは 55 条移送が難しくなることを意味し、少年法の理念に反するからである。

9 取調べの全面可視化を義務付ける法改正

- (1) 捜査機関に取調べの全面可視化を義務付ける法改正を早急に実現すべきである。
- (2) 取調べの全面可視化が必要とされるのは、裁判員裁判対象事件に限られるものではない。しかし、取調べ状況の立証に関する刑訴規則 198 条の 4 の趣旨は裁判員裁判においてよ

り強く要請されるものであり、そこに規定された「迅速かつ的確な立証」に最も適したものが取調べの全過程の録音・録画であることは多言を要しない。現に「足利事件」や「布川事件」といった現在であれば裁判員裁判対象事件となる再審無罪事件において、取調べの全過程の可視化の必要は明らかになっている。なお、「一部可視化」は不十分であるばかりでなく、かえって誤判を招く危険性のあるものであることは、弁護士会がこれまで主張してきたとおりである。

10 被告人に選択権を付与することについて

- (1) 法定の裁判員裁判対象事件について、被告人に裁判員裁判か裁判官裁判かを選択権を与えることには反対である。
- (2) 被告人には陪審による裁判を求める権利があるとするアメリカ合衆国の制度とは異なり、我が国の裁判員制度導入の趣旨は国民の司法参加であって、事実認定及び量刑について市民の健全な常識を反映させるというところにある。被告人に選択権を与えることは、このような制度趣旨に沿うものとは言えない。
- (3) 現在の対象事件の範囲が適切かどうかの問題は、対象事件の定め方や対象事件からの除外に関する規定の見直しによって対処すべきである。
- (4) なお、公訴事実等に争いがある事件について被告人側に裁判員裁判を請求する権利を認めることと、上記のような選択権を否定することは矛盾するのではないかとの批判も考えられる。しかし、裁判員裁判非対象事件の中にも事実関係に深刻な争いのある事件については国民の強い関心が注がれ社会的にも影響の大きい事件があり、そのような事件について被告人側の請求によって市民から選ばれた裁判員が関与することは、国民の司法参加を更に推し進めるものであって、必ずしも矛盾とはいえないと考える。

11 一定類型の事件を裁判員裁判対象事件から除外することについて

- (1) 裁判員法 2 条を改正し、一定の類型の事件を対象事件から除外することには反対である。
- (2) 性犯罪事件・覚せい剤取締法違反事件（密輸入）・複雑困難で審理に長期間を要する事件・少年逆送事件などについては、裁判員法 2 条 1 項を改正し、そもそも対象事件から除外すべきであるとの意見がある。
- (3) しかし、国民の関心が高く社会的にも影響が大きい「重大事件」に市民の健全な常識を反映させるという制度趣旨から考えると、対象事件は第一次的には法定刑を基準とせざる得ない面があり、上記のような事件を典型的に対象事件から除外してしまうことは制度趣旨に反する。

12 「評議の秘密」に関する守秘義務の範囲の明確化・限定化

- (1) 裁判員法 70 条 1 項を改正し、「評議の秘密」に関する守秘義務の範囲をより明確化・限定化すべきである。
- (2) 評議の進め方の適切さをチェックする観点や裁判員等の心理的負担を軽減する観点からみると、現行裁判員法 70 条 1 項の規定は守秘義務の範囲が広すぎる、あるいは明確性に欠けると言わざる得ない。

- (3) 意見を述べた者及び賛成者・反対者の特定に結びつく情報以外は守秘義務の範囲から除外すべきである。そうしたとしても評議のおける自由で活発な議論が妨げられる恐れはない。なお、関係者のプライバシーの保護は一般的守秘義務を定めた裁判員法 9 条 2 項の規定により図られている。

13 事実誤認及び量刑不当を理由とする検察官控訴の禁止

- (1) 事実誤認及び量刑不当を理由とする検察官控訴を禁止する法改正をすべきである。
- (2) 「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則、及び検察官控訴が「二重の危険の禁止」に抵触するという見解もあることに加え、裁判員制度導入の趣旨から考えれば、少なくとも裁判員の加わった裁判体の行った事実認定及び量刑についての判断を、職業裁判官のみで構成される控訴審裁判所が被告人に不利な方向でこれを変更することは認められるべきではない。
- (3) なお、仮に検察官控訴を認める現行法を維持するとしても、控訴審裁判所が検察官の主張する控訴理由を認めた場合には自判することはできず、原審に差し戻して再び裁判員の加わった裁判体で審理を行うとすることが裁判員制度の趣旨に合致する。

(2) 少年の逆送裁判員裁判における問題点

第1 はじめに

裁判員制度の創設過程において、立法者は、裁判員制度の実施が少年法の理念や運用に変化をもたらすことは予定していなかったと思われる。

しかし、全国で模擬裁判が実施され、実際の運用が固まるにつれ、裁判員裁判における集中審理方式と直接口頭主義のもとで、少年の情操保護やプライバシー保護が従前より後退しないよう運用し、かつ、少年法の理念や少年法上の特別規定の趣旨、少年法 9 条、50 条が定める科学主義に基づき医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知見から分析した当該少年の要保護性等の情報を裁判員に十分に伝えることが非常に困難であることが次第に明らかとなった。

そのため日弁連は、2008（平成 20）年 6 月、「少年事件における裁判員裁判に関する検討ワーキングチーム」を設置して検討を重ね、2008（平成 20）年 12 月 19 日付け「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」を作成、公表した。この意見書は、①裁判員制度下でも少年法の理念に則り、少年の成長発達確保やプライバシーに配慮した審理方法が貫徹されるべきであること、②少年法の理念が変容したり、弁護活動が不当に制約されて、少年法 55 条の家裁への再移送制度が死文化する事態にならないような運用を検討すべきであること、③裁判員制度開始までに、少年逆送事件の裁判員制度下における審理のあり方について検討することを求める内容のものであった。

そして、この意見書を前提に最高裁と非公式の意見交換を実施し、具体的な運用方法の検討を求めた。しかし、最高裁は、各裁判体の判断であると述べるにとどまり、具体的な検討はなされないままであった。

日弁連は、裁判員制度開始以降、全国で実施された少年の逆送裁判員裁判における運用を注

視してきたが、残念ながら危惧していたとおりの運用がなされてきている。すなわち、裁判員及び補充裁判員（以下「裁判員等」という）の便宜が優先され、わずかに冒頭陳述や弁論の中で述べる以外には裁判員に少年法の理念や少年法上の特別規定の趣旨を理解していただくための説明をする機会もなく、少年の特性に対する配慮もないまま成人同様の証拠調べが行われている。証拠の厳選の名の下、科学主義に基づいて調査、分析した結果が記載されている社会記録も、まったく証拠採用されないか、ごく一部を朗読するだけという運用がほとんどである。

現在の運用は、少年法の理念や明文の趣旨に反しており、早急な改善が必要である。そのためには、各裁判体の運用に任せるのではなく、裁判員法および刑事訴訟法の一部改正により、実効性のある改善策を講じる必要がある。以下、現状の問題点とそれに対する法の改正案を検討する。

第2 裁判員等に対する説明に関する規定の改正

現在の裁判員裁判では、裁判員法 39 条 1 項、裁判員規則 36 条に基づき、選任手続時に、裁判員等に対して裁判長から、証拠裁判主義、立証責任の所在及び有罪認定に必要な証明の程度について説明がなされている。

しかし、少年逆送事件においては、少年法の理念（保護主義）や少年法上の特則（科学主義、55 条移送や不定期刑など）についても裁判員が十分に理解していなければ、適切な裁判は期待できない。現状では、裁判所がどの程度裁判員に説明しているか不明であるため、弁護側が冒頭陳述や弁論の中で時間を割いて説明しているが、この程度の説明では、予備知識が全くない裁判員等に十分理解していただくことは到底できない。本来、適用される法に関する説明は、冒頭陳述や弁論とは別に、十分な時間をかけて行われるべきものである。

よって、少年の逆送裁判員裁判の場合には、少年法の理念や少年法上の特則についての説明も必要的なものとすべきである。また、裁判長による説明が適正に行われていることを担保するために、説明事項について事前に両当事者の意見を聞いて決めるべきであり、かつ、公開法廷で行うこととすべきである。

そして、以上に関する規定は、規則ではなく裁判員法に定め、不十分、不適切な説明は上訴事由になるとすべきである。

第3 社会記録の十分な活用に関する規定の新設

1 問題の所在

少年法 9 条は、社会調査は、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識、特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して行わなければならないと定めており（科学主義）、同法 50 条で逆送後の刑事裁判においても 9 条の趣旨に従うべきと定められている。また、刑事訴訟規則 277 条は、少年審判において取り調べた証拠は、刑事裁判でもつとめてこれを取り調べなければならないと定めている。これらの規定に文言通り従うならば、少年審判で取り調べられた社会記録は全て、逆送後の刑事裁判でも極力取り調べるべきということになる。

そのため、裁判員裁判開始以前の少年の逆送刑事裁判においては、地裁が社会記録一式の送付を家裁に依頼し、家裁も問題なく地裁の要請に応じていた。そして、職権もしくは弁護側請求証拠として、社会記録一式として証拠採用されることが多く、弁護側請求証拠の形式を取ったとしても、検察側が不同意意見を述べることはほとんどなかった。

ところが、裁判員裁判後、将来の社会調査への悪影響を危惧した家裁が社会記録の提供に難色を示し、なかなか送付に応じなかった事案や一部の抄本しか地裁に送付しなかった事案が散見されるようになった。また、社会記録全てを証拠にすると朗読に膨大な時間がかかるため、審理時間を短縮して裁判員の負担を軽減するために、必要な部分だけを抜粋し報告書等の形式にして証拠請求することが求められることとなり、弁護側、検察側双方がそれぞれ自己の主張に沿う部分を抜粋して証拠請求するようになった。その結果、抜粋の仕方に不服がある反対当事者が不同意意見を述べることも増え、社会記録が一切採用されない事案も生じるようになった。裁判員裁判の円滑な実施や家裁実務に悪影響が生じないようにすることを優先するあまり、少年法9条、50条、刑事訴訟規則277条が無視される結果になっているのである。

さらに、検察官が「刑事処分相当」とする少年調査票の結論部分を、弁護人が「矯正可能性あり」という鑑別結果通知書の処遇意見部分をそれぞれ請求し、採用された事案もあった。家裁調査官も少年鑑別所も心理学等の知見を有する公的な専門職であるところ、そのような専門家の相反する意見の結論部分のみを朗読されただけでは、裁判員等は困惑するだけである。その結論に至った諸々の検査や聴取の結果という基礎データと、その分析・評価の経過が示されなければ、裁判員等はいずれの結論が妥当か判断する前提を欠く。

2 社会記録の証拠化に関する規定の新設

少年法9条、50条、刑事訴訟規則277条が実効性を持つよう裁判員裁判における現在の運用を改善するためには、裁判員法に社会記録を活用すべきことを明記するしかないと思われる。また、裁判所がこれらの規定を公然と無視できているのは、これらの規定がその範囲や程度について明確に規定していないことを奇貨としていることからすれば、新設する規定はより具体的で強制力のある文言にする必要がある。

例えば、少年法9条と同旨の規定を裁判員法にも定めたうえ、事案の真相を明らかにするため、特に鑑別結果通知書、調査票及び家裁が鑑定を行っている場合の鑑定書は原則として取り調べなければならないという規定を設けることが考えられる。

3 社会記録の取り調べ方法に関する規定の新設

社会記録には、少年の詳細な生育歴や家庭の状況が記載されている。ときには両親その他の親族の職歴、婚姻歴、DVや虐待の有無ないし疑い、前科前歴、精神病歴、知的障害や人格障害の疑いまで記載されている。少年の成長発達に影響を与えた可能性があるからこそその記載であり、裁判員等には伝えるべき事実であるとしても、このような少年や家族の高度なプライバシーに係わる記載が直接口頭主義のもと公開法廷で朗読され、マスコミや傍聴人によってインターネット上に流されるようなことになれば、少年の家庭は崩壊し、

将来の少年の社会復帰も阻害する虞がある。

また、社会記録には児童相談所や学校からの照会回答書なども含まれている。それぞれの担当者は、少年や保護者には開示されない前提だからこそ、職務上知り得た家庭の秘密や、保護者に知的障害や人格障害の疑いがあることや虐待の疑いなど、ありのままに記載できるのである。例えば、少年の幼児期に、実母がレイプや浮気で妊娠した結果の子どもであるため愛情が持てず虐待してしまうという悩みを児童福祉司との面談で打ち明けていたことが記載されていたとする。虐待の経過や背景としては重要な事実であるが、公開法廷で朗読することによって少年が知ればその情操を著しく害することになるし、その事実を知らなかった他の家族や知人に知られることによって家庭崩壊を招くことにもなりかねない。保護者の問題点を指摘する記載があることを知って、保護者が児童相談所や学校に苦情を言いに行く等のトラブルに発展する虞もある。そのようなトラブルを畏れて、関係機関が家裁の社会調査に協力することを躊躇したり、情報提供を一部控えるという萎縮効果が生じれば、家裁実務に悪影響を及ぼす。

このような社会記録の証拠調べに伴う弊害を防止するためには、黙読による取り調べの活用や、少年の一時退廷、公開の一時停止、裁判所外での尋問の活用等によって解決すべきである。黙読による取り調べは、性犯罪の裁判員裁判において広く活用されており、少年の一時退廷や公開の一時停止、所外尋問の実施も、裁判長の訴訟指揮により実施できるはずである。

もっとも、適切な運用を担保し、家裁や児相・学校等の関係機関への萎縮効果を防止するためには、人事訴訟法 22 条のような明文規定を新設する方が望ましい。例えば、次のような規定が考えられる。

1. 少年の刑事裁判は、少年の情操並びに少年及び関係者のプライバシーに配慮して行わなければならない。
 2. 家庭裁判所が作成した社会記録の全部又は一部を取り調べる場合、及び社会記録の記載内容について証人尋問ないし被告人質問を行う場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、公開の法廷で当該事項について朗読ないし陳述をすることにより被告人の情操を著しく害し、若しくは被告人又は関係者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずる虞があると認めるときは、決定で、当該事項の朗読ないし尋問を公開しないで行うことができる。
 3. 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、弁護士、検察官及び証人の意見を聴かななければならない。
 4. 裁判所は、第二項の規定により当該事項の朗読ないし尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。
- 4 社会記録の検証方法に関する規定の新設

社会記録に含まれている鑑別結果通知書や調査票は、本来家裁内部の資料であるため、

医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識がない人に配慮した文章ではなく、専門用語が多く含まれている。裁判官裁判の場合には、期日外に社会記録をじっくり読んで検討することが可能であったが、裁判員等に1回朗読を聞いただけでその内容を理解し、適否を判断しろというのは無理がある。

同様に専門的な文書である医師の鑑定書の場合は、鑑定書を朗読した後に、鑑定医の証人尋問を行う場合が多い。この方法であれば、裁判員等は、朗読を聞いて理解できなかった点や疑問に思った点を直接鑑定医に質問することが出来、最終的に鑑定内容を理解し、その適否を判断することが出来る。

少年調査票や鑑別結果通知書も、裁判員等が記載内容を理解し、その適否を判断できるようにするためには、作成した鑑別所技官や調査官の証人尋問を行い、朗読を聞いただけでは理解できなかった点や疑問点について裁判員等が直接質問できるようにすべきである。この点、2007（平成19）年度司法研究「難解な法律概念と裁判員裁判」では、少年法55条の保護処分相当性に関する記載の中で、「証拠方法としての意義が不明確であるし（厳密には証人でも鑑定人でもない）、家裁調査官が当該事件の調査を担当し守秘義務を負う裁判所の職員であることからすると、相当ではない」としており、裁判所実務も同様の見解を取っている。しかし、証拠請求された伝聞証拠の供述者として証人に該当するし、当該事件を捜査した警察官や検察官も同様に守秘義務を負いつつ証人になっていることと比較すると、司法研究が指摘する理由は妥当性を欠くと思われる。

社会記録の内容を証言することによる弊害は、前述のように少年の一時退廷や公開の一時停止、所外尋問の活用によって解決すべきである。

調査官や鑑別所技官の尋問ができない場合には、次善の策として、少なくとも専門的な文書の内容を説明できる専門家証人（元家裁調査官や心理学、精神医学の専門家など）の採用を積極的に行うべきである。

5 閲覧謄写対象からの除外規定の新設

社会記録は、少年本人や保護者が閲覧できないのみならず、被害者等による記録の閲覧謄写について定める少年法5条の2も社会記録を閲覧謄写の対象から除外している。弁護士付添人も、閲覧ができるだけで謄写は認められていない。

ところが、逆送後の刑事裁判で証拠採用されて裁判所の記録に綴られたあとについては、社会記録の閲覧謄写を制限する規定が現行法上存在しない。これでは、少年法5条の2や証拠調べの際の配慮が全て無意味になってしまう。

したがって、社会記録や社会記録の内容に関する尋問調書の謄写を制限する明文を刑訴法に設けるべきである。

6 社会記録の立証趣旨の制限に関する規定の新設

検察官が、社会記録を故意の存在という罪体立証のために証拠申請した事例が報告されている。

確かに、社会記録にも少年からの聞き取り内容を記載した部分や、共犯少年が自分の調

査官に語った内容を少年の調査官が伝え聞いて記載していることもある。しかし、供述調書のように内容を確認したうえで署名指印したものではなく、誤解や聞き間違いの可能性が否定できないうえ、後者に至っては再々伝聞供述に過ぎない。そのような記載を罪体立証に利用することは、許されるべきではない。

したがって、刑事裁判において社会記録を罪体立証に利用することを制限する規定を刑事訴訟法に設けるべきである。

(3) 取調べの可視化

第1 はじめに

いわゆる「厚生省元局長無罪事件」とそれに引き続く形で起こった「大阪地検特捜部問題」を契機として、取調べの可視化の問題については、2011(平成23)年に入り大きな動きがあった。

そこで、まず取調べの可視化に関するこれまでの経緯を整理し、そのうえで近時における可視化に関する動きを検討し、最後に全面可視化に向けて弁護士会が取り組むべき方向性について考えてみたい。

第2 取調べの可視化に関するこれまでの経緯

1 弁護士会のこれまでの活動

(1) 取調べの可視化に向けた日弁連の活動は、20年以上前から続けられている。

1999(平成11)年10月に開催された第42回人権擁護大会(前橋)において、取調べの録音・録画が提言され、2003(平成15)年10月の第46回人権擁護大会(松山)では、「被疑者取調べ全過程の録画・録音をによる取調べ可視化を求める決議」が採択され、2007(平成19)年の第58回定時総会では「取調べの可視化(録画・録音)を求める決議」が可決された。

そして、2009(平成21)年11月の第52回人権擁護大会(和歌山)では、「取調べの可視化を求める宣言～刑事訴訟法施行60年と裁判員制度の実施をふまえて～」が採択された。

(2) また、日弁連は2003(平成15)年7月14日、「取調べの可視化についての意見書」を発表したのを初めとして、可視化反対論に根拠がないことを明らかにし、可視化の動きを進めるべく、

「取調べの可視化(録音・録画)の実現に向けて－可視化反対論を批判する」

(2004(平成16)年11月)

「取調べの可視化(録音・録画)の実現に向けて－可視化反対論を批判する(第2版)」

(2006(平成18)年2月)

「取調べの可視化(録音・録画)の実現に向けて－可視化反対論を批判する(第3版)」

(2008(平成20)年3月)

を相次いで発表してきた。

(3) 更に、2003(平成15)年8月には日弁連に「取調べの可視化実現ワーキンググループ」

が発足し、このワーキンググループは 2004 (平成 16) 年には「取調べの可視化実現委員会」となり、2006 (平成 18 年) 4 月には「取調べの可視化実現本部」に改組され、この間、可視化に関する諸外国の実情の調査やシンポジウムの開催など様々な活動を行ってきた。

- (4) そして、会としての活動だけでなく、個々の刑事事件の弁護の現場においても、可視化の申し入れ、被疑者ノートを活用、一部録画に対抗する弁護活動などの実践を通じ、刑事弁護に携わる多くの弁護士が捜査の適正化と取調べ可視化に向けた努力を積み重ねている。
- (5) このような流れの中、「足利事件」の再審無罪判決、富山県の「氷見事件」、鹿児島県の「志布志事件」、大阪府の「枚方事件」、「厚生省元局長無罪事件」、「布川事件」の再審無罪判決などが次々とマスメディアでも大きく報じられ、取調べの可視化に対する国民の関心も高まっていった。

2 裁判員裁判と取調べの可視化

- (1) 従前の刑事裁判においては、捜査段階における供述の任意性・特信性・信用性が争いになった場合、取調べ状況に関する証拠調べに膨大な時間が費やされ、このことが裁判の長期化にもつながっていた。しかも、取調べ状況に関する客観的資料がないため、結局は被告人の供述と捜査官の供述がいわば“水掛け論”に終わるという状況であった。

このような状況に対しては、裁判官の立場からも、これを改善すべきであり、そのためには取調べの可視化が有用かつ必要であるとの意見が出されるようになった(吉丸真「録音・録画記録制度について」判例時報 1913・1914 号、木谷明「刑事事実認定の理想と現実」法律文化社 31 頁以下など)。

- (2) 2009 (平成 21) 年 5 月から裁判員裁判が実施された。

裁判員裁判においては、自白の任意性(証拠能力)に関する判断は裁判官の権限とされている(裁判員法 6 条 2 項 2 号)。他方、裁判員は「事実の認定」を行うものとされており(同法 6 条 1 項 1 号)、これには証拠の信用性や証明力の判断も含まれる。自白の信用性を判断するにあたっては、その前提として取調べ状況について判断を行うことは不可避である。

しかし、裁判員の負担の軽減と分かり易い審理が求められる裁判員裁判においては(同法 51 条)、従前のような取調べ状況に関する証拠調べを行うことは到底許されない。

刑訴規則 198 条の 4 は「検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べ状況を立証しようとするときは、できる限り、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めなければならない。」と規定する。この「取調べ状況」を「迅速かつ的確」に立証できる「資料」としては、取調べ状況を録音・録画した記録媒体に勝るものがないことは明らかである。このことは、現職の裁判官からも指摘されているところである(今崎幸彦「『裁判員制度導入と刑事裁判』の概要～裁判員制度にふさわしい裁判プラクティスの確立を目指して～」判例タイムズ 1188 号・今崎幸彦「裁判員裁判における複雑困難事件の審理～司法研修所における裁判官共同研究の概要～」判例タイムズ 1221 号など)。

3 捜査機関側の対応

これに対して捜査機関側は「取調べの真相解明機能」なるものを盾にして可視化の流れに抵抗し、刑事事件の現場では取調べの可視化は遅々として進まない状況が続いた。

(1) 検察庁の対応

最高検察庁は、2006（平成 18）年 5 月、裁判員裁判における自白の任意性の効果的かつ効率的な立証方法を検討するためとして、被疑者取調べの一部録音・録画の試行を実施すると発表し、同年 8 月から東京地検を含む 13 の大規模庁において試行を実施した。その後、2008（平成 20）年 3 月には「取調べの録音・録画の試行の検証について」という報告書を発表し、これを踏まえて同年 4 月以降、全国の地検本庁及び裁判員裁判対象事件を取り扱う地検支部において、一部録音・録画の本格的な試行を実施した。

しかし、検察庁が行ったのは、被疑者が「自白」し、「自白調書」が概ね作成された後に、読み聞かせを受けている場面から録画する形式、または、既に被疑者が調書に署名・指印をし終わった後に、「自白調書」の内容を確認する場面のみを録画する形式で行われているに過ぎなかった。

(2) 警察の対応

このような検察庁の試行の影響も受けて、警察庁は、2008（平成 20）年 4 月、「警察における取調べの一部録音・録画の試行について」を発表し、同年 9 月から、警視庁、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警及び千葉県警において一部録音・録画の試行が実施され、その後、2009（平成 21）年 4 月からは試行範囲が全国に拡大された。

しかし、警察における一部録音・録画も、前述の検察庁におけるのと同様のものに留まっていた。

(3) 一部録音・録画に対する批判

このような捜査機関において行われるようになった取調べの一部録音・録画は、取調べの最終段階の一部のみを切り取ったものに過ぎず、そこに至るまでの録音・録画されていない場面において、捜査官と被疑者との間でどのようなやり取りがなされたのかについては、相変わらずブラック・ボックスのままである。

このような一部録画・録音は、取調べ状況を客観的に検証するという観点からも、また、虚偽自白を防ぎ冤罪被害者を出さないという観点からも、ほとんど意味を持たないものと言わざるを得ない。そればかりでなく、捜査側に都合のいい部分だけが記録されることになりかねず、捜査の実態に対する評価を誤らせる危険性すらある。

そして、このような危険性は「布川事件」の再審審理においても明らかになった。

4 立法府及び行政府の動き

(1) 1999（平成 11）年 7 月に内閣の下に設置された司法制度改革審議会においては、取調べの可視化は「将来的な課題」とされるに留まった。

また、民主党は、2004（平成 16）年 3 月の第 159 回通常国会において、取調べの全過程の録音・録画を義務付ける法案を衆議院に提出し、その後も 2006（平成 18）年 3

月の第 164 回通常国会、2007（平成 19）年 7 月の第 168 回通常国会でも同様の法案を提出したが、いずれも否決ないし廃案となっている。

- (2) 2009（平成 21）年の衆議院選挙において民主党が過半数を超える議席を得て、民主党政権が誕生した。当時の千葉法務大臣は、取調べの可視化を実現するという方針の下、同年 10 月、法務省内に政務三役を中心とする勉強会及びワーキンググループを設けた。

この省内勉強会等の調査・検討を経て法務省は、2010（平成 22）年 6 月、「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～」を公表し、2011（平成 23）年 6 月以降のできる限り早い時期に検討の成果を取りまとめるとした。

この法務省の検討方針は、録音・録画にかかるコストや、事件関係者に与える影響、取調べを通じた真相の解明等刑事司法制度の適正な機能とのバランス等を考慮しながら検討するという内容になっている。しかし、これは従来の捜査機関側の主張を汲んだものであり、可視化に向けた動きを後退させるものと評価せざるを得ないものであった。

日弁連は、2010（平成 22）年 7 月 15 日、この法務省の検討方針に対し、①取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を大きく後退させるもので、その方針を根本的に改めるべきである、②密室取調べが度重なる冤罪を生んできたことを真摯に受け止め、速やかに取調べの可視化の実現のための立法作業を開始すべきである、③裁判員裁判対象事件については、立法を待つまでもなく取調べの可視化の試行を直ちに実施すべきであるとの意見を公表している。

第 3 取調べの可視化を巡る近時の動き

- 1 最高検察庁は、「厚生省元局長無罪事件」を契機として、外部の有識者による「検察の在り方検討会議」を設置した。そして、この検討会議は、2011（平成 23）年 3 月 31 日、「検察の再生に向けて」と題する提言をまとめた。

しかし、この検討会議には取調べの可視化に向けた明確な提言が求められていたにもかかわらず、この点に関する具体的提言は盛り込まれず、新たな検討の場に先送りされる形となった。

- 2 江田五月法務大臣（当時）は、同年 4 月 8 日、最高検察庁に対し、特捜部事件及び知的障害のためコミュニケーション能力に問題のある被疑者について、取調べの全過程の可視化を含む可視化の試行を指示した。

また、法務省に対しては、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し、及び被疑者の取調べ状況を録音・録画する方法による記録制度の導入などにつき、法制審議会に対する諮問を行うように指示した。

- 3 これを受けて、検察庁では、同年 5 月 8 日、特捜部事件について取調べの全過程を含む可視化の試行を開始し、同年 7 月 8 日には特別刑事部事件及び知的障がい者についても取調べの全過程を含む可視化の試行が開始された。

また、同年 6 月には、前記諮問を受けた法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設けられ、可視化の問題についても議論が始まった。

第4 まとめ

- 1 以上のとおり、弁護士会及び刑事事件に携わる弁護士の20年以上にもわたる活動にもかかわらず、捜査機関側の根強い抵抗もあり、今日に至っても取調べの全過程の可視化は実現していない。また、この点に関する立法府の対応も遅々として進まない状況が続いた。
- 2 しかし、裁判員裁判の実施による国民の刑事裁判に対する関心の高まりや、違法・不当な取調べにより虚偽自白に追い込まれた冤罪被害の実態が次々と明るみに出てきた状況などによって、ここ数年、取調べの全面可視化に向けた機運は大きく高まってきたといえる。
- 3 2011（平成23）年に入ってから動きの中でも、相変わらず根強い「抵抗勢力」があることは間違いないし、捜査機関側には可視化と引き換えに新たな捜査権限を手に入れようという動きもあり、弁護士会として警戒を要する状況もある。
しかし、可視化の問題が法制審議会に諮問されたことは、立法化に向けた大きな一歩である。また、一部の事件について全過程を含む可視化の試行がなされ、その結果の適正な検証を実証的資料として議論することも可能になった。
- 4 弁護士会としては、このような動きに的確に対処し、捜査機関に取調べの全過程の可視化を義務付ける立法の一日も早い実現に向けて、これまで以上に強力な運動を展開していくべきである。

（4）刑事被収容者処遇法とその課題－監獄法改正問題

第1 監獄法改正の経緯

監獄法は1908（明治41）年の制定以来およそ100年間我が国の刑事施設被収容者の事項を規律してきたが、内容の前近代性から夙に改正が叫ばれてきた。法務大臣の諮問を受けた法制審議会は、1980（昭和55）年、監獄法改正の骨子となる要綱を答申したのであるが、1982（昭和57）年に政府が国会に提出した拘禁二法案（刑事施設法案、留置施設法案）は、その内容が答申からかなり後退したものであったことから、日弁連は拘禁二法案対策本部を設置した上で精力的に活動した。拘禁二法案は合計3回国会に提出されたが、いずれも廃案となった。

2001（平成13）年から2002（平成14）年にかけて、名古屋刑務所で発生した3件の受刑者暴行致死傷事件が広く報道されたことを契機として、2003（平成15）年には法務大臣の諮問機関として行刑改革会議が設置され、2005（平成17）年5月にまず受刑者を対象とした受刑者処遇法（「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」）が成立し、2006（平成18）年6月には受刑者以外の被収容者（未決拘禁者及び死刑確定者等）を含める改正が施され、こうして刑事被収容者処遇法（「刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律」）が誕生したのである。日弁連は、2004（平成16）年4月、拘禁二法案対策本部を刑事拘禁制度改革実現本部と改称し、代用監獄の廃止と国際水準を満たす刑事拘禁制度改革を求めて活動した。

第2 刑事被収容者処遇法に対する評価と今後の課題

刑事被収容者処遇法には、刑事施設の透明性を高めるべく、刑事施設視察委員会や留置施設視察委員会、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の新設など前進した点も認め

られるが、2008（平成 20）年 10 月に国際人権（自由権）規約委員会が採択した日本政府の第 5 回定期報告書に対する総括所見によれば、被留置者によって提出された苦情の申出、審査の申請及び事実の申告を再審査する権限が都道府県公安委員会にあることを含め、「独立性、人的資源及び権限を欠いている」との懸念が表明された。

国際人権（自由権）規約委員会が勧告する、刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会の十分なる人員配置と、委員任命権の各施設の管理者からの独立、調査検討会の十分なスタッフの保障とその意見が法務省をも拘束するとする権限の拡充、不服申立ての再審査権を外部の専門家からなる独立した機関に委譲すること等を実現すべきことは論を俟たないが、被収容者の人権について国際的な水準を満たすよう、法律について検討がなされる「施行日から 5 年」（制定附則 41 条）に当たる本年は、さらなる法改正を視野に入れた改善が求められている。

第 3 代用監獄の悪弊

刑事被収容者処遇法案を審議した国会では、代用監獄が抱える様々な弊害が指摘されたが、当時の過剰収容、捜査の必要性等から代用監獄の廃止は現実的でないとの理由により、刑事被収容者処遇法案は修正なく通過した（刑事被収容者処遇法 14 条、15 条）。

しかしながら、人質司法を常態化し、取調べ中心の捜査の支えとなり、もって調書裁判の温床を提供しているのは、他ならぬ代用監獄である。代用監獄は、捜査機関自身が被疑者の身体を拘束し、管理し、その全生活を支配する点に本質を有しており、警察の意に沿う被疑者には取調室での喫煙を許可したり、糧食を与えたりといった便宜を与える一方、被疑事実を否認するなど警察の意に沿わない言動をすれば、拘禁生活上いかなる不利益を蒙るか分からない不安に駆り立てて取り調べる、朝から晩まで取り調べて肉体も精神も疲労させ、人格を傷つけ破壊してまで自白を強要するシステムである。このシステムの中にあっては、直接的な暴行や脅迫が加えられなくとも、被疑者の全生活が捜査機関によって管理されているというだけで、被疑者に対する圧力となり、捜査機関への迎合を生むのである。このように代用監獄は、運用いかんにかかわらず、自白強要システムとして働き、虚偽の自白を生み、それを維持させる作用を本質的に持っている。

代用監獄の弊害は、自白強要と冤罪の温床というにとどまらず、被疑者の生活のあらゆる場面で生じており、とりわけ否認している者にとって人権侵害の温床ともなっている。

刑事手続全体を見据えた真の改革のためには、代用監獄の廃止は不可欠である。

第 4 国際社会からの批判と当会の取組み

代用監獄は、そのまま「DAIYO-KANGOKU」として国際的に通用するほど広く知られた我が国独自の制度であって、国際社会からの批判は決して新しいことではないが、刑事被収容者処遇法成立後の公的批判としては、国連拷問禁止委員会の 2007（平成 19）年 5 月の最終見解（日本政府の第 1 回報告書に対する結論及び勧告）が最初である。これは、「被逮捕者が裁判所に引致された後ですら、起訴に至るまで長期間勾留するために、代用監獄が広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念」を示した上で、「未決拘禁が国際的な最低基準に合致するも

のとなるよう、速やかに効果的な措置をとるべき」こと、「とりわけ……未決拘禁期間中の警察留置場の使用を制限するべく、刑事被収容者処遇法を改正すべき」ことを我が国に勧告するものである。

その後、2008（平成 20）年 10 月には、国連の国際人権（自由権）規約委員会による日本政府の第 5 回定期報告書に対する審査がなされ、総括所見の中で、刑事被収容者処遇法のもとで捜査と拘禁の警察機能が分離されたことを前提としつつも、「自白を得る目的での長期に及び取調べ及び濫用的な取調べ方法の危険を増加させていること」についての懸念を「繰り返し表明」し、「代用監獄制度を廃止すべきであり、あるいは規約第 14 条に含まれる全ての保障に完全に適合させることを確保すべき」と結論付けている。具体的に、全ての被疑者について取調中を含めた弁護士との秘密交通権、逮捕時から被疑事実の軽重に関わらず法律扶助が受けられる権利、関連する全ての警察記録の開示を受ける権利、医療措置を受ける権利を確保すべきことを勧告し、起訴前保釈制度を導入すべきとも勧告している。

人質司法や調書裁判の打破といった刑事司法改革の課題を実現すべきことももちろんであるが、そもそも国連の委員会をして国際的な最低基準すら満たしていないといわしめる、代用監獄が未だに残存しているということ自体、我が国刑事手続の前近代性を露呈するものとして国際的に恥ずべきことであり、当会は挙げて代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革に向け弛まぬ努力をするものである。

5. 災害復興支援

（1）東日本大震災の発生と弁護士および弁護士会の使命

2011（平成 23）年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災はマグニチュード 9.0 という日本における観測史上最大の地震であり、地震にともない発生した津波によって広範囲の沿岸部地域に壊滅的な損害を与え、死者・行方不明 1 万 9 千名を数える未曾有の災害となった。さらには、福島第一原子力発電所の事故にともなう放射性物質による被害の発生により避難の長期化、風評被害による地域経済への甚大な影響など、予想を超えた地震にともなう損害が発生している。

この東日本大震災の特徴は、地震から発生する直接の被害のみではなく、津波により広範囲の地域全体の機能が喪失するような被害が発生したこと、さらには上記のとおり、原発事故による損害の発生という点にあった。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士ならびに弁護士会においては、この東日本大震災による未曾有の被害に対し、救済、復興の一翼を担うことが司法の使命であることを認識していきたい。

（2）日弁連の活動

- 1 2011（平成 23）年 3 月 11 日午後 2 時 46 分の地震発生を受け、今後の対応を協議するため日弁連では午後 3 時から緊急対策会議が開かれ、午後 4 時 30 分には第 1 回の東北地方太平

洋沖地震の名称にて対策本部会議が開かれ、各会の被災状況などの情報交換が行われた。

翌 12 日には第 2 回の対策本部が開かれ、会長を本部長とする組織体制の確認及び当面の活動として会員の安否確認を含め被災状況の正確な把握や、弁護士会連合会、弁護士会、弁護士との情報交換や義捐金の募集、今後の被災者に対する相談体制の確立などについて話し合いが行われた。

- 2 3 月 14 日の第 3 回災害対策会議以降の会議では、被災弁護士の被災状況の確認を始め、電話相談の実施、被災地への災害関連書籍の送付、各種災害関連研修会の企画などを決議し実行に移されている。その後も各種 P T が設置され、全国的な支援計画の策定、その実施及び実施のための要請、日本司法支援センターその他公私の団体との情報交換、連絡、調整、災害に関する法令の制定及び運用並びに施策等に対する要請及び提言、被災地弁護士会に対する支援措置など活動を行っている。

(3) 東京三弁護士会の活動

- 1 平成 23 年 3 月 30 日、東京三弁護士会は、東京三弁護士会災害対策委員会及び災害復旧・復興本部の設置に関する協定書（平成 20 年制定）に基づき、東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部を設置し、本部長を第二東京弁護士会会長、副本部長を東京弁護士会会長及び第一東京弁護士会会長、その他本部長代行 2 名、事務局長 1 名、事務局次長 4 名、約 30 名～40 名の本部員の下、以下の P T を組織した。

- ①都内避難者 P T（多摩地域含む） ②被災地派遣 P T ③災害復興まちづくり支援機構 P T
- ④電話相談 P T ⑤外国人問題 P T ⑥連携 P T（高齢者、障がい者、労働、子ども支援など）
- ⑦原子力災害 Q & A 検討 P T（なお、すでに活動を終了した P T として、郡山ビッグパレット避難所 P T、旧赤坂プリンス避難所 P T など）

- 2 具体的な活動としては、以下のとおりである。

① 電話相談の実施

日弁連の要請により、日弁連および法テラスとの共催として、2011（平成 23）年 3 月 23 日より開始した。平日毎日 10：00～15：00 の間、当初は 2 回線（午前、午後で合計 1 日 4 名）対応であったが、4 月 11 日より 4 回線（午前、午後で合計 1 日 8 名）の対応となった。その後、7 月以降は 3 回線、8 月以降 2 回線となっている。また、2012（平成 24）年 2 月には試行として夜間の電話相談を始める予定である。

② 都内大規模避難所における面接相談の実施

○3 月 23 日から 5 月 21 日まで味の素スタジアム（調布市 東京都運営の避難所であり多いときで約 200 名の避難者が避難していた）施設内にて毎日 4 名程度の担当者が相談会を行った。

○3 月 23 日から 4 月 24 日まで東京武道館（足立区 東京都運営の避難所であり多いときで約 300 名の避難者が避難していた）において毎日 4、5 名の担当者が 10：00～12：00、13：00～16：00、18：00～19：00 に、施設内にて相談会を行った。

○3月28日から4月24日まで東京ビッグサイト（江東区 東京都運営の避難所であり多いときで約150名の避難者が避難していた）において、毎日3、4名の担当者が13:00～16:00（後に16:00～19:00の枠も増設）に、施設内にて相談会を行った。

○4月21日から6月30日まで赤坂プリンスホテル（千代田区 東京都及び西武グループが運営した避難所であり多いときで800名程度の避難者が避難していた）において、災害復興まちづくり支援機構と共催して毎日15:00～19:00に施設内にて相談会を行った。弁護士会は毎日2名が担当した。

③ 弁護士会法律相談センター（霞ヶ関、立川）における面接相談・ホットラインサービスの実施

これは、東京武道館や東京ビッグサイトなどの都内大規模避難所閉鎖後も、都内の他の避難所や都営住宅等において長期避難生活を送る避難者を主な対象として、霞ヶ関法律相談センター及び立川法律相談センターに震災用の面接相談を可能とするものである。

4月19日より、平日毎日13:00～15:00の間、事前予約制により無料の面接相談を実施している。

④ その他の都内避難者（区市町村運営の避難所、都営住宅や旅館・民間借り上げアパート等に居住する避難者など）に対する説明会、面接相談の実施

東京都には、都が運営する避難所以外にも、23区内や多摩地区にて、区市町村の自治体が運営する避難所があったため、4月より、各区避難所の避難者数の把握や避難所相談の実施の申し入れを行い、まず、4月9日に葛飾区の水元学びの館にて初めての相談会を実施した。

都内大規模避難所の閉鎖にともない、都営住宅や民間の借り上げ住宅、ホテル・旅館等の二次避難所等に避難者が分散していたため、区市町村や団地自治会などを通じて各区市町村で受け入れている避難者の数や場所を確認し、震災ホットラインサービスチラシの配布依頼したり、区市町村が企画するイベント等に参加し、集会所等や公共施設を利用した弁護士会単独での原発事故説明会、相談会の開催を実施することが可能となった。

具体的には、新宿区戸山住宅、中野区都営若宮アパート、大田区蒲田温泉、東大和市、江東区東雲公務員宿舎など多数で実施している。

⑤ 被災地避難所における面接相談の実施

○ ビッグパレットふくしま（郡山市 最大時約2000名、終了時約600名の避難者が避難していた）において、4月11日から6月30日まで実施した。

土日を含む毎日13:00～16:00に、東京三会から4名（6月からは3名）の相談担当者が派遣された。

○ 福島県・いわき市内の各避難所（中央台南小学校、中央台東小学校、勿来体育館、南の森スポーツパーク）において、4月24日から5月末まで実施した。

○ 福島県・相馬管内の各避難所における面接相談の実施

4月29日から開始した。当初は相馬管内の各避難所においての相談であったが、そ

の後は定点（相馬市役所）相談も行うようになった。

⑥ 宮城県下避難所一斉相談の実施

日弁連、仙台弁護士会、法テラスと共催にて、4月29日（金）より5月1日（日）まで、東京三会より63名（うち法テラス東京スタッフ弁護士2名）を仙台に派遣し、3日間のべ180名体制で一斉相談会を実施した。

⑦ 岩手県地域の各避難所相談の実施

6月13日から7月22日まで、沿岸6市町村の各地区週2回の定点相談（市役所等）を行うため、秋田・青森、道弁連、東京三会の3グループが1週間単位で輪番担当を行う体制を採り、東京三会の担当週については、平日毎日2名（各担当者は3泊4日で岩手を訪問し、中2日を相談日に充てる）を派遣し、岩手会のアテンドにより相談所での相談を実施した。

⑧ 研修会の実施

以下の多数の研修会を日弁連と共催して行い、ユーストリーム、eラーニングで全国の会員に視聴可とした。

- 東北地方太平洋沖地震緊急対策研修会・震災時における法律相談
- 被災者の生活再建支援と生活保護法・災害法制の役割と課題 ～阪神・淡路大震災の経験を踏まえて～
- 震災法律相談のノウハウ～具体的事例を踏まえて～
- 東日本大震災における労働・生活相談
- 避難所における被災者相談とこころのケア～東日本大震災の状況をふまえ～
- 東日本大震災による破産・再生手続への影響について、二重ローン問題、被災者生活再建支援法改正に向けた取組
- 原子力損害賠償に関する法的問題

⑨ 原発Q&A検討PTの活動

原発事故の避難者に対応する相談員向けに、相談時に手元に置いて利用できるQ&Aが必要であるとの問題意識から、PTを設置し、政府の指針を分かりやすく説明した文書を作成した。7月初旬の段階で作成したQ&Aを一弁ホームページにアップし、今後も指針に応じた改定作業を引き続き行う予定である。

(4) 東京弁護士会の活動

- 1 上記のとおり東京弁護士会としては、東京三弁護士会災害対策委員会及び災害復旧・復興本部の設置に関する協定書により設置された東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部において活動を開始したが、当初は東京弁護士会災害対策委員会を中心とした活動であった。同委員会では、本部委員の推薦や、電話相談及び面接相談の担当者の募集、研修、派遣などを主として行った。
- 2 その後の2011（平成23）年6月7日、東京弁護士会では東日本大震災対策本部設置規則

を策定し、同規則に基づき東京弁護士会東日本大震災災害対策本部を設置した。以後は、同本部を活動拠点として各種相談会の企画、相談担当者の人選、派遣、担当者の研修会などを実施している。

(5) 今後の課題

1 従来、弁護士会の災害対策は

2007（平成 19）年度に設立された日弁連災害復興支援委員会や東京三弁護士会災害対策委員会および東京弁護士会災害対策委員会を中心とするものであり、災害復興問題に取り組む弁護士の数は十分なものとはいえず、本政策綱領においても、平時から非常時に備えた制度、ルール作り、対応マニュアルの作成、災害問題に取り組む弁護士数の確保などが不可避であるとして、災害時の対応に向け、当会の多数の会員がこの問題に取り組んでいくべきであるとして指摘されていたところである。

2 今回発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらしたが、今後も弁護士、弁護士会が被災地の復旧・復興、被災者の救済のため期待されるところは大きいものといえる。

特に、原子力損害賠償紛争審査会の下に紛争解決センターが設置され、いわゆる原子力損害賠償 ADR としてその紛争解決機能が期待されているが、多数の弁護士がその仲介委員、調査委員に就任しており、また、二重債務問題に関する「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用に際し、第三機関の専門委員にも多数の弁護士が就任している。

さらには、東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部が企画、実施している都内避難者相談だけでなく、東京弁護士会は原子力損害賠償支援機構が実施している福島県内の仮設住宅の集会場等において行われる無料訪問相談や同機構本部での無料対面・電話相談にも多数の弁護士を派遣している。

3 被災者の救済のためには弁護士への期待は高いものがあり、更なる研修を重ねてスキルアップした弁護士が法律相談だけでなく事件の受任が可能な体制を築くべきである。また、多様な法的ニーズが求められる被災地の復旧・復興の現場においても多数の弁護士の活動が期待されるところである。